第３次榛東村耐震改修促進計画（案）

令和８年３月

榛　　東　　村

目　　次

Ⅰ．計画の概要 1
１．目的・背景 1
２．計画の期間 2
３．計画の位置付け 2
４．対象とする建築物 3
Ⅱ．地震被害と耐震化を取り巻く状況 4
１．大地震からの教訓 4
（１）阪神・淡路大震災（平成７年１月）及び東日本大震災（平成２３年３月） 4
（２）熊本地震（平成２８年４月） 5
（３）大阪府北部地震（平成３０年６月） 5
（４）能登半島地震（令和６年１月） 6
２．耐震改修促進法の改正 6
３．過去の地震被害 7
４．榛東村で想定される地震被害 8
（１）榛東村に影響を与えるプレート運動 8
（２）群馬県内の活断層の分布 9
（３）群馬県内の地震動の予測 10
（４）群馬県において想定される地震 11
（５）榛東村で想定される地震の規模・被害状況 11
Ⅲ．耐震化の現状とこれまでの取り組み 12
１．住宅 12
（１）榛東村の耐震化の現状とこれまでの取り組み 12
（２）群馬県の耐震化の現状 13
（３）住まいの耐震アンケート結果（群馬県実施） 13
２．多数の者が利用する建築物 14
（１）榛東村の耐震化の現状 14
（２）群馬県の耐震化の現状 15
（３）住まいの耐震アンケート結果（群馬県実施） 15
３．耐震診断義務付け対象建築物 16
（１）榛東村の耐震化の現状 16
（２）群馬県の耐震化の現状 16
４．公共建築物（村有建築物） 17
（１）榛東村の耐震化の現状 17
５．ブロック塀等 18
（１）榛東村の耐震化の現状 18
（２）群馬県の耐震化の現状とこれまでの取り組み 18
Ⅳ．耐震化の課題と目標・施策 19
１．目標設定の考え方と施策の方向性 19
（１）群馬県における目標設定と施策の方向性 19
（２）榛東村における耐震化目標値の設定と考え方 20
２．榛東村の耐震化の目標 21
（１）住宅 21
（２）多数の者が利用する建築物 21
（３）耐震診断義務付け対象建築物 21
（４）公共建築物（村有建築物） 21
３．榛東村の耐震化の促進施策 22
（１）住宅 22
（２）公共建築物（村有建築物） 24
（３）ブロック塀等の安全対策 24
（４）相談体制の整備及び情報提供の充実 25
Ⅴ．耐震化の促進に向けて 26
１．耐震化促進のための体制づくり 26

（１）住宅・建築物の所有者等の自助努力による耐震化の推進 26
（２）住宅・建築物の所有者等が行う耐震化の支援 26
（３）建築士・施工者がプレイヤーとして活躍できる環境整備 26
（４）県の関係部局との連携 26
（５）耐震診断及び耐震改修に係る窓口の設置 26
（６）自治会等地域活動との連携 26
２．耐震改修促進法に基づく指導等の実施 28
（１）耐震改修促進法に基づく指導等の実施 28
（２）指示対象建築物 28
（３）指導・助言対象建築 28
参考資料 29
参考１：特定既存耐震不適格建築物一覧表（耐震改修促進法第 14 条、第 15 条、附則第 3 条） 29
参考２：耐震診断義務付け対象建築物 30
参考３：耐震改修促進計画に関する法律 32

Ⅰ．計画の概要

１．目的・背景

本計画はだれもが安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるために建築物の地震に対する安全性を計画的に向上させることを目的としています。

平成７年１月に発生した阪神・淡路大震災（兵庫県南部地震）以降、日本各地で大地震が頻発しており、大地震の発生が危惧されています。

国においては、南海トラフ地震防災対策推進基本計画、首都直下地震緊急対策推進基本計画及び住生活基本計画（平成２８年３月閣議決定）における目標を踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、令和２年までに少なくとも９５パーセントにすることを目標とするとともに、令和７年までに耐震性が不十分な住宅及び耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を、おおむね解消することを目標に掲げるとともに、これを受けて「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成７年法律第１２３号。以下「耐震改修促進法」という。）は平成３０年６月に改正され、平成３１年１月には「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（国土交通省告示１３８１号）が策定されました。

群馬県では、耐震改修促進法に基づき「群馬県耐震改修促進計画」を策定し、住宅・建築物の耐震化を進めてきました。また、災害に強く持続可能な社会の構築と県民の幸福度向上を目指す「ぐんま５つのゼロ宣言」で掲げた「自然災害による死者ゼロ」を達成するために、県土の強靭化と防災意識の向上に取り組んでいます。

「群馬県耐震改修促進計画（２０２１－２０２５）」では、令和７年度末までに住宅の耐震化率９５％を目標として施策を進めてきましたが、耐震性が不十分な住宅は依然として多く残っています。加えて、首都直下地震や南海トラフ地震の発生が懸念される中、近年の大規模地震を踏まえ、本県における地震対策の緊急性は一層高まっています。

このため、県民の生命・財産を守るために耐震化と減災化をさらに推進する必要があり、国の基本方針や県内の地震リスク、耐震化の現状を踏まえ、「群馬県耐震改修促進計画（２０２６－２０３０）」を策定しています。

榛東村においても平成２１年３月に「第１次榛東村耐震改修促進計画」を、平成２９年３月に「第２次榛東村耐震改修促進計画」を策定し、村内の建築物について耐震化の促進に取り組んできました。

「第２次榛東村耐震改修促進計画」では、令和７年度末までに住宅の耐震化率９０％を目標として施策を進めてきましたが、耐震性が不十分な住宅は依然として残っています。

２．計画の期間

本計画は令和８年度から令和１３年度までの６年間とし、計画期間における耐震化率の目標を定め、その具体的な取り組みを検討し、目標達成に向けて耐震化の促進を図ります。

なお、定期的に事業進捗等の検証を行い、社会情勢や技術革新による状況の変化を勘案し、必要に応じて計画内容を見直すものとします。

３．計画の位置付け

本計画は、耐震改修促進法第５条第７項に基づき策定するもので、国の基本的な方針及び群馬県耐震改修促進計画を踏まえ、村内で想定される地震の規模、被害状況及び村内の耐震化の現状に基づいて具体的な目標を定め、耐震化を促進するための総合的な施策や基本的な取り組みを定めます。

また、榛東村地域防災計画及び榛東村総合計画との整合を図ります。

図Ⅰ-１：本計画の位置付け

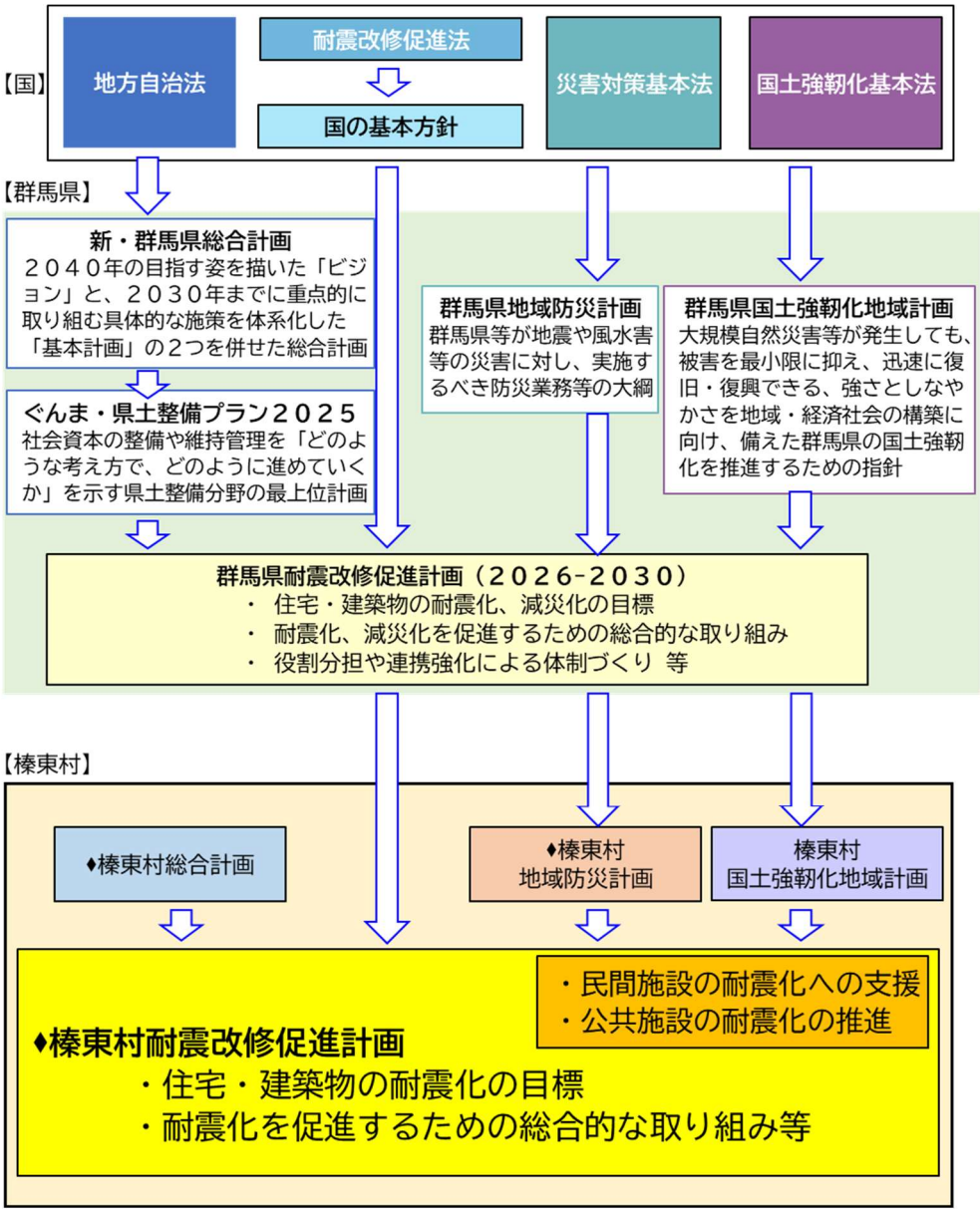

４．対象とする建築物

村民は、自ら所有または管理する建築物について、地震に対する安全性を確保するよう努力する必要があるとともに、一部の建築物には耐震診断が義務付けられました。

本計画では特に耐震化を図るべき建築物として、次の施設のうち、建築基準法等の耐震関係規定に適合していない建築物※1（耐震強度が不足する施設）を対象に、耐震化の促進を図ります。

（１）住宅

村民の生命・財産を守り被災地域の減災という視点からも重要な住宅の耐震化が必要です。

（２）特定既存耐震不適格建築物※2

次の一定規模以上の建築物について耐震化を促進します。

本計画においては、①多数の村民が利用する建築物の目標と施策を記載します。

①多数の村民が利用する建築物

②甚大な被害が発生することが想定される危険物等を取り扱う建築物

③地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物

（３）耐震診断義務付け対象建築物※3

公共公益性が高いことや倒壊時に大きな被害が想定されることなどから、特に耐震化を積極的に促進します。

【要緊急安全確認大規模建築物】

①病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの

②一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場のうち大規模なもの

【要安全確認計画記載建築物】

①沿道建築物：県又は市町村が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物

②防災拠点：県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物

（４）公共建築物（村有建築物）

公共建築物は災害時の活動拠点や多くの村民が利用することから積極的に耐震化を図る必要があります。

※１耐震関係規定に適合していない建築物：昭和５６年６月の建築基準法の改正により新しい耐震基準が施行され、この改正以前に施工された建築物は、耐震性能が確保されているか不明であるため、耐震診断を実施して耐震性を確認すること、耐震診断の結果耐震性が不足する場合は、耐震改修を実施する必要があります。

※２特定既存耐震不適格建築物：耐震改修促進法における特定既存耐震不適格建築物等の要件一覧表（３１ページ参照）に定められた用途及び規模(特定既存耐震不適格建築物の要件欄)を満たし、かつ、建築基準法等の耐震関係規定に適合していない既存不適格建築物。

※３耐震診断義務付け対象建築物：耐震改修促進法における特定既存耐震不適格建築物等の要件一覧表（３１ページ参照）に定められた要件（耐震診断義務付け対象建築物の要件欄）を満たし、かつ、建築基準法等の耐震関係規定に適合していない既存不適格建築物であって、昭和５６年５月３１日以前に建築に着手したもの（旧耐震基準建築物）。

Ⅱ．地震被害と耐震化を取り巻く状況

１．大地震からの教訓

（１）阪神・淡路大震災（平成７年１月）及び東日本大震災（平成２３年３月）

阪神・淡路大震災では、地震により６千人超の尊い命が奪われ、約２５万棟に及ぶ住宅・建築物の倒壊等、甚大な被害をもたらしました。死者の約９割は、住宅・建築物の倒壊等によるものであり、耐震性が不十分な可能性のある旧耐震基準の建築物に多くの被害が生じました。

地震被害の調査によると、昭和５６年６月の建築基準法の改正によって強化された「新耐震基準」※1に基づいた建築物は、倒壊に至るような大きな被害が少なかったことがわかっており、この傾向は平成１６年の新潟県中越地震においても顕著でした。

平成２３年３月１１日に発生した東日本大震災は、死者・行方不明者が２万人※2を超え、全壊した住宅は１２万４千戸※2、半壊した住宅が２７万５千戸※2でしたが、新耐震基準により建設・補強された建築物の地震の揺れによる被害は限定的であり、死傷者や経済的な損害の大半は津波によるものでした※3。

こうしたことから、大規模地震による被害を減少させるためには、新耐震基準が導入される以前の耐震性が不十分な建築物について、耐震性の向上を図ることが重要です。

表Ⅱ-１：阪神・淡路大震災による直接的な死亡要因

地震による直接的な死亡原因	死者数（人）	割合（%）
家屋・家具類等の倒壊による圧迫死と思われるもの	4,831	87.8
焼死体（火傷死体）及びその疑いのあるもの	550	10.0
その他	121	2.2
合　計	5,502	100.0

資料：「平成７年版警察白書」

図Ⅱ-１：阪神・淡路大震災における建築時期による被害状況

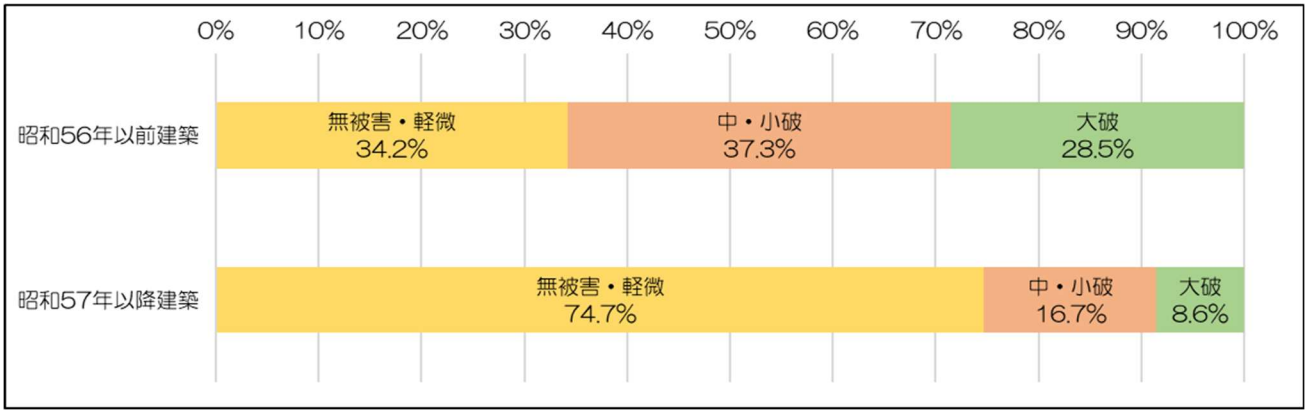

資料：平成７年阪神・淡路大震災建築震災調査委員会中間報告書

※１新耐震基準：昭和５６年６月１日以降に建築確認申請が行われた建築物の耐震基準。中規模の地震（震度５強程度）が発生しても建物がほとんど損傷せず、また、大規模な地震（震度６強から７）が発生しても建物が倒壊しないことを目標としている。
※２：消防庁災害対策本部、平成２７年第１５２報
※３：東日本大震災記録集(消防庁、平成２５年３月)

（２）熊本地震（平成２８年４月）

熊本県熊本地方において、平成２８年４月１４日及び１６日の２回、最大震度７を記録する地震が発生し、熊本県を中心に数多くの建築物に倒壊などの被害をもたらしました。

一般社団法人日本建築学会が、熊本県上益城郡益城町中心部において実施した悉皆（しっかい）調査（以下「学会悉皆調査」という。）によれば、新耐震基準導入以降に比べて、それ以前（旧耐震基準）の木造住宅の被害率が顕著に大きかったとしています。

「熊本地震における建築物被害の原因分析を行う委員会報告書（平成２８年９月）」では、「必要壁量が強化された新耐震基準は、旧耐震基準と比較して、熊本地震に対する倒壊・崩壊の防止に有効であったと認められ、旧耐震基準の木造建築物については、耐震化の一層の促進を図ることが必要である。」としており、これまでの地震被害からの教訓と同様に、新耐震基準が導入される以前の耐震性が不十分な建築物について、早急に耐震性の向上を図る必要があります。

加えて、新耐震基準の木造建築物にも一定の被害があったことが確認されています。この原因として、柱とはり等との接合部の接合方法が不十分であったことなどが指摘されており、接合部の仕様等が明確化された平成１２年以前に建築された新耐震基準の木造建築物に対しても対策が求められています。

図Ⅱ-２：学会悉皆調査結果による木造の建築時期別の被害状況

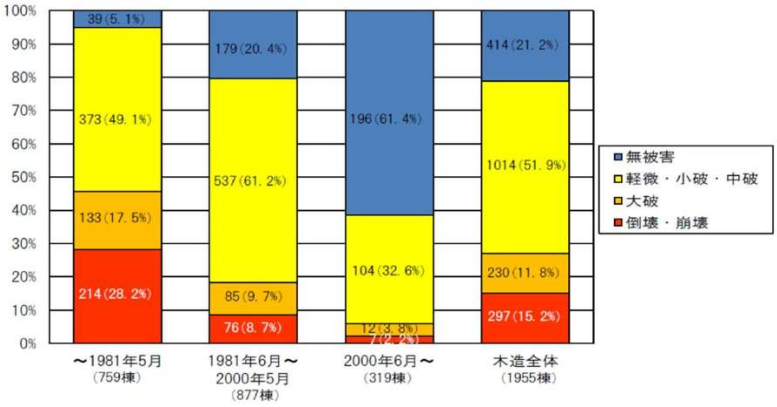

資料：熊本地震における建築物被害の原因分析を行う委員会報告書（平成２８年９月）による

（３）大阪府北部地震（平成３０年６月）

大阪府北部地震では、大阪市北区等で最大震度６弱を観測し、地震による死者６名のうち２名は、小学校等のブロック塀の倒壊により亡くなりました。

これを受け、文部科学省は学校におけるブロック塀等の安全点検を促す通知を全国の教育委員会に発出するとともに、国土交通省は「ブロック塀等の点検のチェックポイント」を公表しました。

図Ⅱ-３：ブロック塀等の点検のチェックポイント（国土交通省）

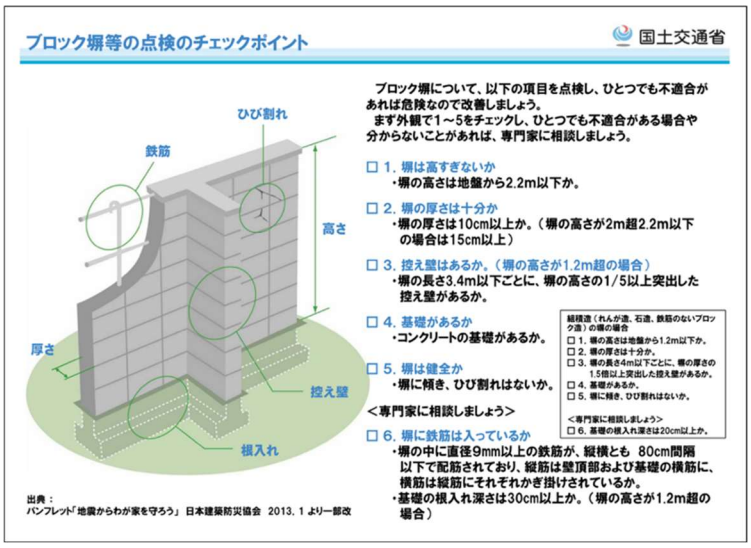

（４）能登半島地震（令和６年１月）

能登半島地震は、最大震度７を観測するなど能登半島を中心に強い揺れを観測するとともに、数多くの建築物に倒壊などの被害をもたらしました。建築物の被害状況としては、熊本地震と同様に、旧耐震基準の建築物で被害が大きく、２０００年以前の新耐震基準の木造建築物においても被害が見られました。

また、旧耐震基準で耐震改修済みの木造住宅は、耐震改修を行っていないものと比べ被害が小さかったことから、耐震改修の有効性が実証されました。

さらに、住宅の被害が大きかった地域は、住宅の耐震化率が全国値と比べて低く、耐震化が進んでいないことが被害の拡大につながったと考えられます。

図Ⅱ-４：耐震改修を行った住宅の被害状況

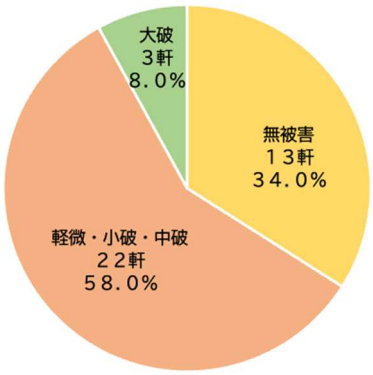

（令和６年能登半島地震建築物被害調査等報告をもとに作成）

２．耐震改修促進法の改正

本計画の策定根拠である耐震改修促進法は、平成７年１０月に公布され、その後の地震による建築物の被害や社会情勢の変化等を受けて改正されてきました。耐震改修促進法の主な改正内容は以下のとおりです。

表Ⅱ-２：近年の大地震と法改正の流れ

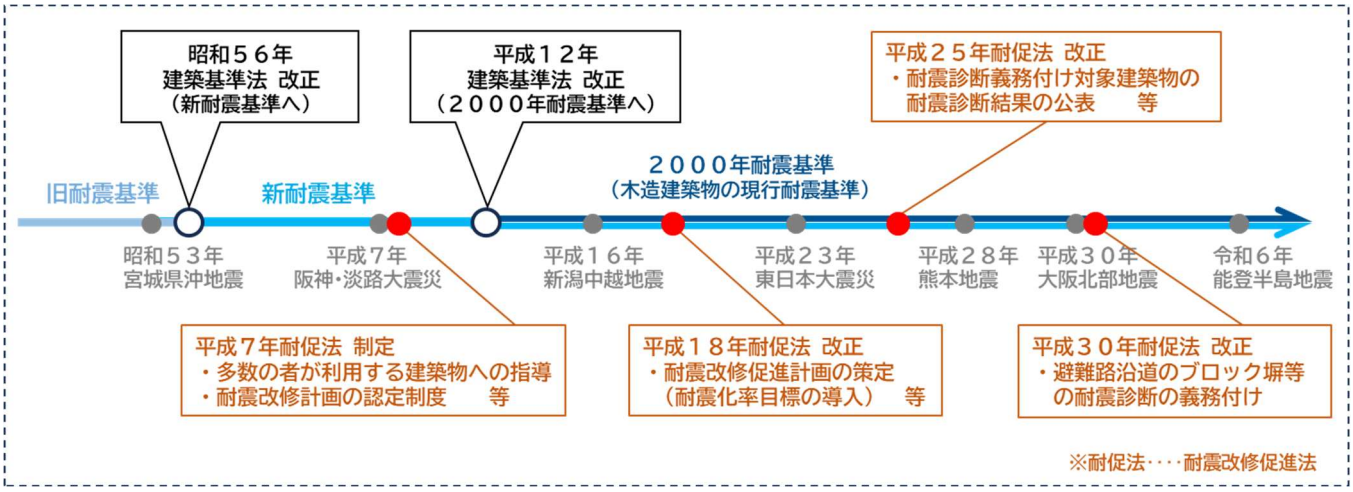

３．過去の地震被害

群馬県は過去に多くの地震被害を経験しています。大正以降、県内で発生した地震被害で最も大きいものが、昭和６年に発生した「西埼玉地震」で、死者５名、負傷者５５名を数えるほか、八高線鉄橋が破壊されるほどの被害が発生しています。また、平成１６年１０月に発生した新潟県中越地震では、県内でも度重なる余震を観測し、家屋1,０５５戸が一部破損しています。

記憶に新しいところでは、平成２３年３月に発生した、東北地方太平洋沖地震により、住宅の一部破損が１７,２４６棟にも及びました。

また、弘仁９年に関東平野北西部（今の群馬県付近）で推定マグニチュード7.5以上の弘仁地震が発生し、歴史書の「類聚国史」には多くの死者が出たと記載されています。

表Ⅱ-３：過去の地震被害

発生年月日	地震名（震源）	規模	震　度	群馬県内の主な被害
大正５年２月２２日	―※1 （浅間山麓）	６．２	３：前橋市昭和町	家屋全壊７戸　半壊３戸 一部破損１０９戸
大正１２年９月１日	関東地震 （神奈川県西部）	７．９	４：前橋市昭和町	負傷者９人 家屋全壊４９戸　半壊８戸
昭和６年９月２１日	西埼玉地震 （埼玉県北部）	６．９	５：前橋市昭和町	死者５人　負傷者５５人 家屋全壊１６６戸 半壊１，７６９戸
昭和３９年６月１６日	新潟地震 （新潟県下越沖）	７．５	４：須田貝通報所・ 前橋市昭和町	負傷者１人
平成８年１２月２１日	茨城県南部の地震 （茨城県南部）	５．６	５弱：板倉町板倉 ４：沼田市西倉内町 ・片品村東小川 ・桐生市織姫町	家屋一部破損６４戸
平成１６年１０月２３日	新潟県中越地震 （新潟県中越地方）	６．８	５弱：片品村東小川 ・高崎市高松町 ・渋川市北橋町	負傷者６人 家屋一部破損１，０５５戸
平成２３年３月１１日	東北地方太平洋沖地震 （三陸沖）	９．０	６弱：桐生市元宿町 ５弱：沼田市白沢町 ・前橋市富士見町 ・高崎市高松町 ・桐生市新里町 ・太田市西本町 ・渋川市赤城町 ・明和町新里 ・千代田町赤岩 ・大泉町日の出 ・邑楽町中野	死者１名　負傷者４１名 住家半壊７棟 住家一部破損１７，２４６棟
平成３０年６月１７日	群馬県南部の地震 （群馬県南部）	４．６	５弱：渋川市 ４：前橋市、桐生市、 伊勢崎市、沼田市、 吉岡町、東吾妻町	住宅一部破損４棟

資料：『群馬県地域防災計画』（震災対策編（第１部 総則 第４節））による

写真Ⅱ-１：弘仁地震（弘仁９年）によるものとされる地割れ

資料：渋川市半田中原・南原遺跡、渋川市教育委員会提供

※１：大正５年の浅間山麓を震源とする地震は浅間山の火山活動に起因する火山性地震と推定され、局所的な被害にとどまっています。

４．榛東村で想定される地震被害

（１）榛東村に影響を与えるプレート運動

日本列島の地震活動は、日本列島を乗せたユーラシアプレートとその下に沈み込んでいる２枚の海洋プレート（フィリピン海プレートと太平洋プレート）の相対運動で説明されています。

群馬県は、フィリピン海プレートが沈み込む相模トラフ及び駿河トラフから１００～２００ｋｍ、太平洋プレートが沈み込む日本海溝から１５０～２００ｋｍの地点に位置しており、群馬県直下では、ユーラシアプレートの下にフィリピン海プレートが沈み込みさらにその下に太平洋プレートが沈み込んでいます。また、群馬県直下のフィリピン海プレート上面の深さは８０ｋｍ前後、太平洋プレートの上面の深さは１００～１４０ｋｍとされています。

プレート上面で発生した地震としてはフィリピン海プレートの上面で発生した関東大震災（大正１２年、M7.9）が典型例であり、プレート内部で発生した地震としては千葉県東方沖地震（昭和６２年、M6.7）が典型例です。

群馬県直下のプレートに起因する地震は、太平洋プレートに起因すると思われるものが地下１２０～１６０ｋｍで発生していますが、震源が深いため、このタイプの地震で群馬県内に被害が発生したという記録はありません。

図Ⅱ-５：日本列島とその周辺のプレート

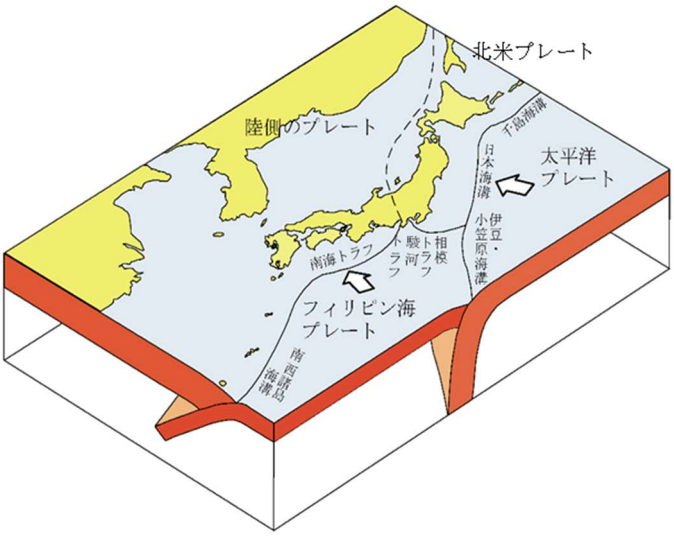

（出典：地震調査推進本部「全国を概観した地震動予測値図　報告書」より作成）

図Ⅱ-６：日本列島とその周辺で発生する地震のタイプ

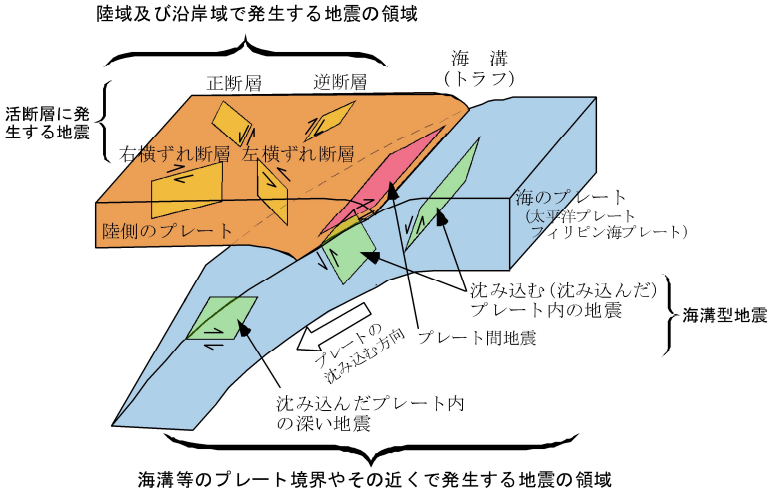

（出典：地震調査推進本部「全国を概観した地震動予測値図　報告書」より作成）

（２）群馬県内の活断層の分布

群馬県内には、北東部の片品川流域には片品川左岸断層、南部には、埼玉県北部から高崎市北部まで続く深谷断層帯・綾瀬川断層（旧：関東平野北西縁断層帯主部）、みどり市大間々周辺の大久保断層や太田市東部から桐生市南部に延びる太田断層が挙げられます。

また、群馬県周辺には、六日町断層帯及び長野盆地西縁断層帯などの活断層※1が存在しており、いずれも県内で地震を引き起こす可能性のある活断層となっています。

図Ⅱ-７：群馬県周辺の活断層の分布

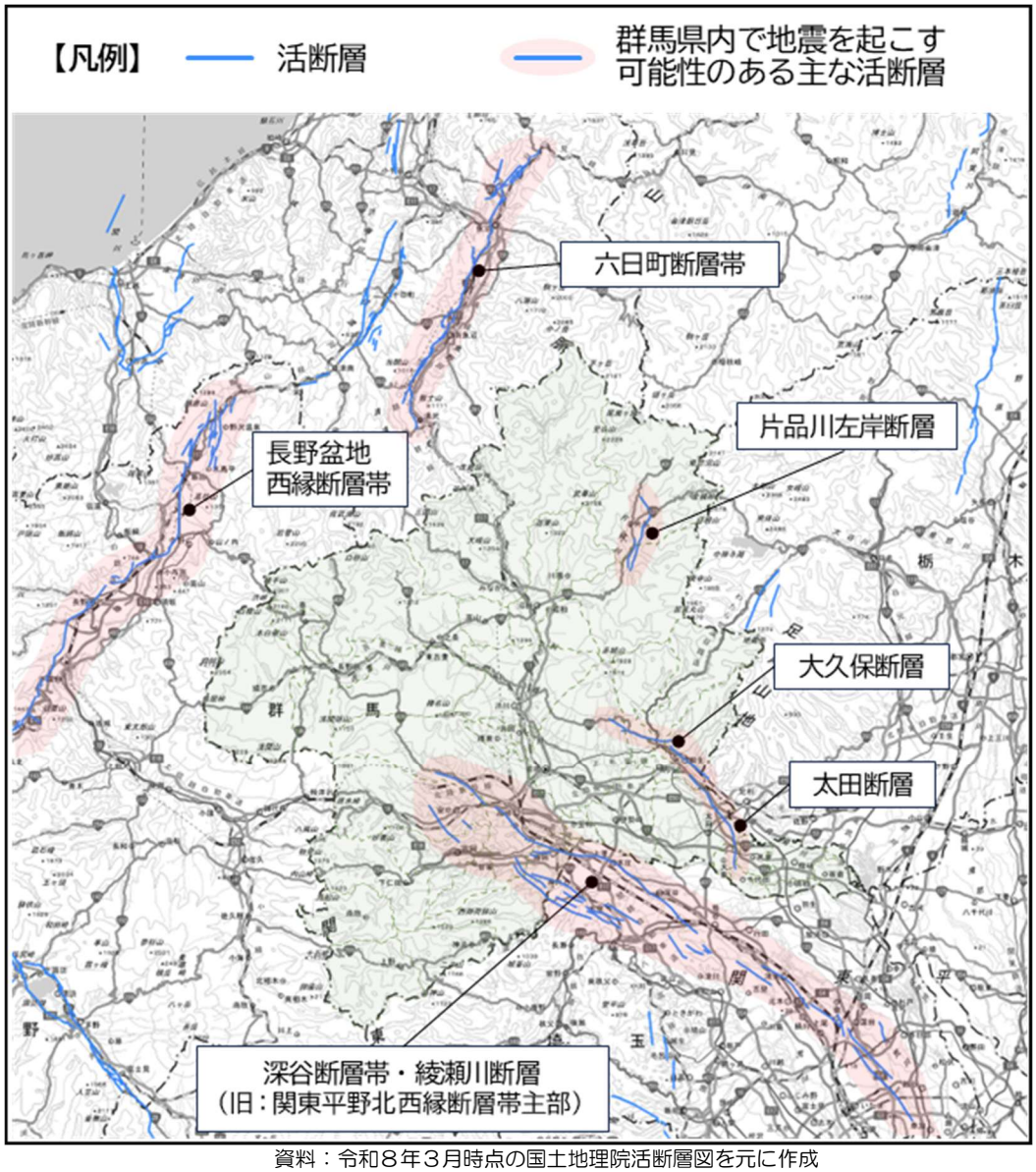

資料：令和８年３月時点の国土地理院活断層図を元に作成

※１活断層：最近の地質時代に繰り返し活動している断層（岩盤や地層が地殻の力によって割れて、ずれが生じたもの）で、大きな被害をもたらす可能性のある「内陸型地震」の原因とされている。

（３）群馬県内の地震動の予測

地震調査研究推進本部※1 地震調査委員会は、東日本大震災の発生を受けて指摘された確率論的地震動予測地図の諸課題のうち、特に大規模・低頻度の地震を考慮するための検討等に重点的に取り組み、平成２６年以降、新たに公表される長期評価に基づいた全国地震予測地図を更新、公表しています（本計画策定時の最新版は「全国地震動予測地図地図編※2 ２０２０年版）」）。

その全国地震予測地図によると、村内において、今後３０年間に震度６弱以上の揺れに見舞われる確率が、村内の中央部から東部に３％～６％の範囲が広がり、村内の西部は０.１％～３％の範囲が広がっています。

図Ⅱ-８：全国地震動予測地図２０２０年

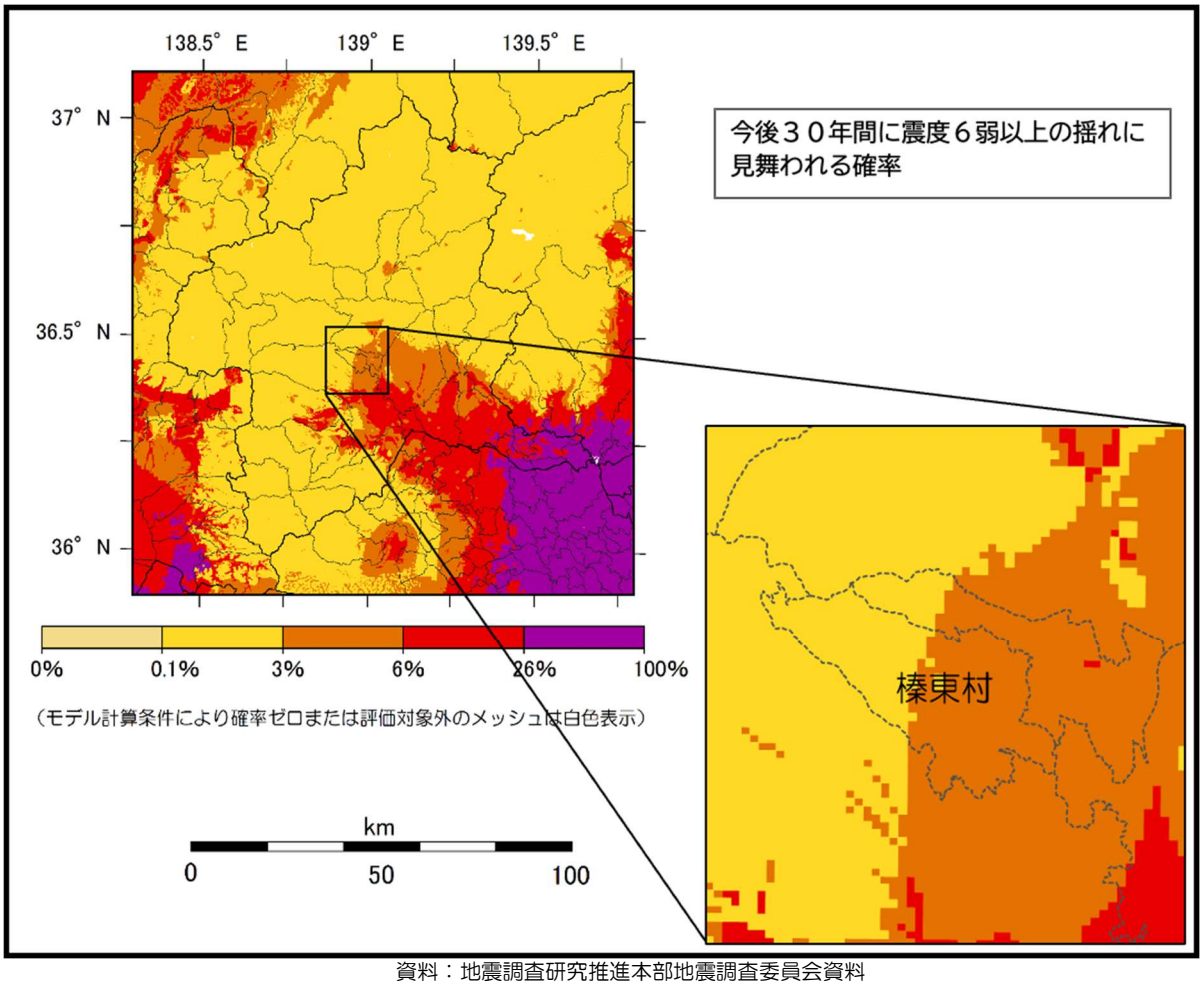

資料：地震調査研究推進本部地震調査委員会資料

※１地震調査研究推進本部：平成７年の阪神・淡路大震災の経験を活かし、地震に関する調査研究の成果を社会に伝え、政府として一元的に推進するために作られた組織。地震防災対策の強化、特に地震による被害の軽減に資する地震調査研究の推進を基本目標に調査・研究を進めています。

※２全国地震動予測地図：地震調査研究推進本部（地震に関する調査研究の成果を社会に伝え、政府として一元的に推進するための組織）が、国民の防災意識の向上や効果的な地震防災対策を検討する上での基礎資料として活用されることを目的に作成・公表する、全国の地震動予測を可視化した地図。

（４）群馬県において想定される地震

群馬県地震被害想定調査※1 では、群馬県に大きな被害を及ぼす可能性のあるものとして、「関東平野北西縁断層帯主部による地震」「太田断層による地震」「片品川左岸断層による地震」の３つの地震を想定しています。

図Ⅱ-９：地震被害

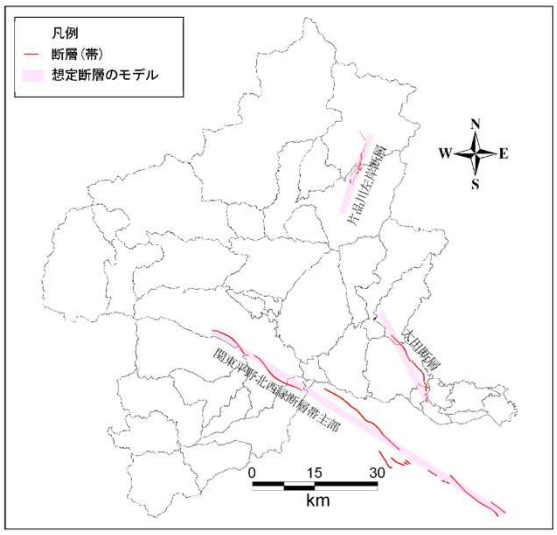

（出典：平成２４年６月　群馬県地震被害想定調査）

（５）榛東村で想定される地震の規模・被害状況

群馬県地震被害想定調査では、群馬県に大きな被害を及ぼす可能性のある３つの地震を想定し、季節、時刻及び風速を３ケース設定して被害予測を行っており、榛東村においては、「関東平野北西縁断層帯主部による地震」の「冬の５時（風速９m/秒）」が村内に最も大きい被害をもたらすものと想定されます。

人的被害については、３０人を超える負傷者が発生し、避難者は1,２５０人に上ることが予想されており、物的被害については約４００棟の建物の損壊が予想されています。

表Ⅱ-４：榛東村の想定地震ごとの被害想定

項 目			想定地震ごとの被害		
			関東平野北西縁断層帯主部による地層	太田断層による地震	片品川左岸断層による地震
人的被害	死者（冬５時）		１人（0.00%）	０人（0.00%）	０人（0.00%）
	負傷者（冬５時）		３８人（0.00%）	０人（0.00%）	０人（0.00%）
	避難者（冬１８時）		１，２５０人（8.70%）	２人（0.00%）	０人（0.00%）
物的被害	建物（全壊・半壊）（冬５時）		３９２棟（4.18%）	１棟（0.00%）	０棟（0.00%）
	火災	出火件数（冬１８時）	０件	０件	０件
		損失棟数（冬１８時）	０棟（0.00%）	０棟（0.00%）	０棟（0.00%）

資料：群馬県地震被害想定調査（平成２４年６月 群馬県）

・%数字は、下記に対する割合
　・人口総数：１４,３７０人（平成２２年国勢調査による榛東村の夜間人口）
　・建物総数：9,３８５棟（平成２３年１０月　国定資産税課税台帳）
　・避難者は、最大となる地震発生１日後の人数

※１群馬県地震被害想定調査：群馬県に大きな影響を及ぼす可能性の高い地震の被害を科学的知見に基づき想定し、その被害を可能な限り減少させるために、県や市町村の地震防災対策の充実や、県民の自助・共助による地域防災力向上の検討を行う際の基礎資料とすることを目的として実施した調査。

Ⅲ．耐震化の現状とこれまでの取り組み

１．住宅

（１）榛東村の耐震化の現状とこれまでの取り組み

住宅は、村内に約5,６７９戸あります。昭和５７年以降の新耐震基準の住宅に昭和５６年以前の住宅で耐震性ありと推測されるもの※1を加えると、耐震化率は８０.７％（前回計画（平成２８年度）の６９.９％から１０.８％上昇）になりますが、１９.３％の住宅は耐震化が図られていない状況です。また、本村ではこれまでに目標の耐震化率達成に向け、木造住宅耐震改修等支援事業を実施し耐震化の促進に取り組んできました。

図Ⅲ-１：住宅の耐震化率の状況（令和６年度末時点）

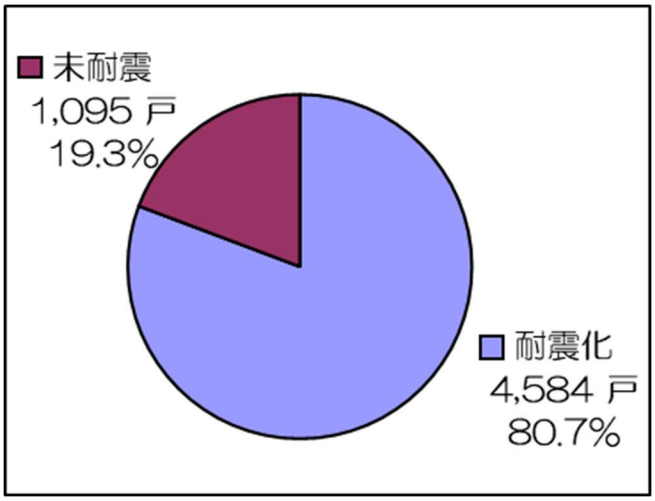

表Ⅲ-１：住宅の耐震化率の推計値（令和６年度末時点）

住宅総戸数	(a)	5,679
昭和57年以降の建築物	(b)	3,921
昭和56年以前の建築物	(c)	1,758
耐震性ありと推測されるもの	(d)	663
改修済み（耐震性あり）	(e)	0
耐震性なしと推測されるもの	(f)	1,095
耐震化戸数	(g=b+d+e)	4,584
耐震化率	(h=g/a)	80.7%

表Ⅲ-２：木造住宅耐震改修等支援事業の補助実績

（単位：件）

補助メニュー	平成２９年	平成３０年	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
榛東村木造住宅耐震診断者派遣事業	0	2	1	1	1	0	0	0
榛東村木造住宅耐震改修補助事業	0	0	0	0	0	0	0	0

※１耐震性ありと推測されるもの：国の算出方法を準用して、平成３０年住宅・土地統計調査における結果を基に算出

（２）群馬県の耐震化の現状

県内の住宅の耐震化率は、平成１８年度で約６９％、平成２７年度で約８１％、令和元年度で約８７％、令和６年度で約９０％と徐々に上昇していますが、群馬県耐震改修促進計画（２０２１-２０２５）（以下「第３期県計画」という。）の目標である９５％の達成は困難な状況です。

図Ⅲ-２：住宅の耐震化率の推移と第３期県計画の目標値

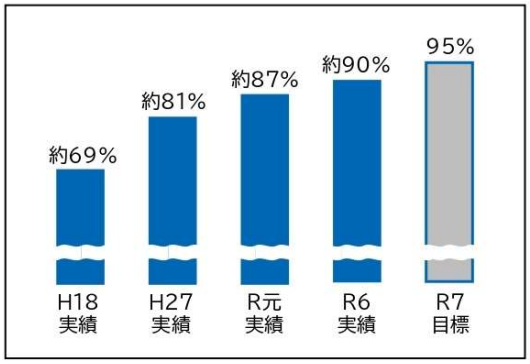

（３）住まいの耐震アンケート結果（群馬県実施）

住まいの耐震化に関する県民の意識等を把握するために、令和７年８月８日～９月５日の期間で群馬県の在住者を対象としたＷＥＢアンケートを実施しました。回答者総数５６８人のうち、榛東村在住の方は３７人の回答がありました。アンケート結果の概要は以下のとおりです。

項目①：住宅の耐震基準等に関する認知について

アンケート回答者の約７０％が旧耐震基準について知っていると回答し、約６０％が２０００年耐震基準について知っていると回答しています。また、知っていると回答した人の多くが、その情報源としてテレビや新聞といったマスメディアを回答していることから、大地震が起こるたびに住宅の耐震基準に関する情報が報道されることによって、認知が進んできたと考えられます。一方で、群馬県内で全市町村が実施している耐震診断事業について知っている人は約３５％であり、周知が足りていない状況です。

項目②：離れて暮らす家族等への意識について

回答者のうち、県内外で離れて暮らす家族等がいる人の割合は全体の約３５％であり、そのほとんどが、離れて暮らす家族等の住宅に対して「耐震性が不安である」や「帰省した際に耐震性が確保されているか不安である」と回答しています。また、約７５％の回答者が、離れて暮らす家族等の住宅に対して、耐震化や減災化を勧めたいと回答しました。

項目③：耐震改修等の意向について

【耐震診断の意向に関して】

旧耐震基準の住宅居住者の約 70%が「無料であれば耐震診断を受けたい」又は「多少費用がかかっても受けたい」と回答した一方で、「受けたくない」という人も約１０％いました。耐震診断を受けたくない理由には「耐震診断を受けても、耐震改修や建て替えをするつもりがないから」や「知らない人に家に入ってほしくないから」などの回答がありました。

【耐震改修等の意向に関して】

耐震診断の結果、耐震性が不足していた場合の対応について、「部分改修をしたい」の回答した人が約４３％で最も多く、次いで「耐震改修したい」「建て替えしたい」「耐震シェルター設置したい」の順に回答があり、多くの人が減災化（「部分改修」と「耐震シェルター設置」）に関心を持っていることがわかりました。

一方で、「何もするつもりはない」と回答した人は約２０％、耐震性が不足していても何もしない人が一定数いることがわかりました。

また、回答者の年齢別に結果をみると、対策を行いたいと回答した人のうち、高齢者は「耐震改修したい」の回答割合が多いのに対し、高齢者以外は「建て替えしたい」「除却したい」の回答割合が多い結果となりました。

２．多数の者が利用する建築物

（１）榛東村の耐震化の現状

多数の者が利用する建築物は、村内に民間建築物５棟と公共建築物１１棟であわせて１６棟あります。昭和５７年以降の新耐震基準の建築物に、昭和５６年以前の建築物で耐震性ありと診断されたものを加えると、耐震化率は１００.０％（前回計画（平成２８年度）１００.０％）となり、全ての建築物が耐震化されました。

図Ⅲ-３：多数の者が利用する建築物の耐震化率の状況（令和６年度末時点）

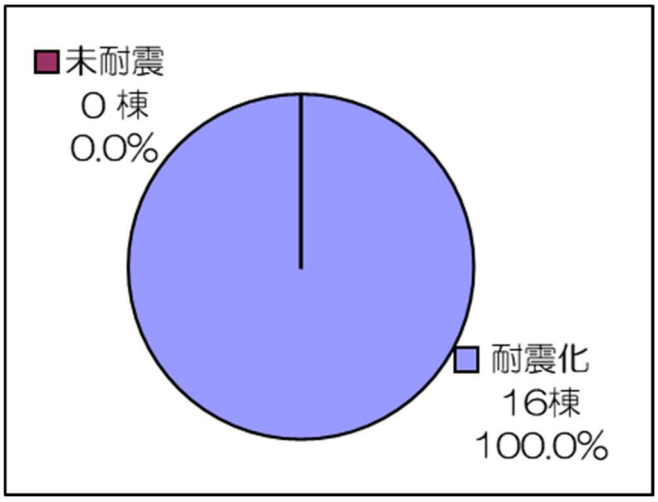

表Ⅲ-３：多数の者が利用する建築物の耐震化率（令和６年度末時点）

多数の者が利用する建築物総棟数	(a)	16
昭和57年以降の村有建築物	(b-1)	10
民有建築物	(b-2)	5
昭和56年以前の村有建築物	(c-1)	1
民有建築物	(c-2)	0
診断の結果耐震性あり	(d)	0
改修済み（耐震性あり）	(e)	1
耐震性なし又は不明	(f)	0
耐震化棟数	(g=b+d+e)	16
耐震化率	(h=g/a)	100.0%

（２）群馬県の耐震化の現状

多数の者が利用する建築物の耐震化率は、平成１８年度で約６２％、平成２７年度で約８３％、令和元年度で約９０％、令和６年度で約９２％と徐々に増加していますが、第３期県計画の目標である９５％の達成は困難な状況です。また、公共建築物の耐震化率は約９８％まで増加しているのに対して、民間建築物は約８７％に留まっており、特に民間建築物の耐震化が急務となっています。

図Ⅲ-４：多数の者が利用する建築物の耐震化率の推移と第３期県計画の目標値

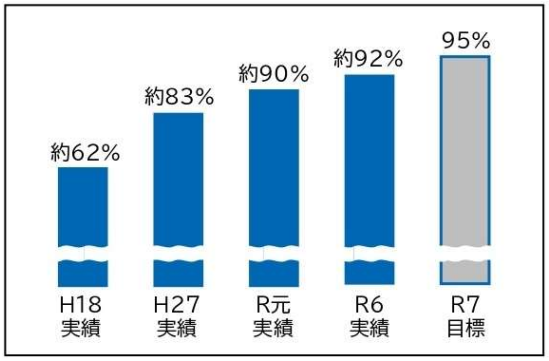

（３）住まいの耐震アンケート結果（群馬県実施）

多数の者が利用する民間建築物の所有者等に対して、令和７年９月３０日～１０月１５日の期間で耐震化に関する意識等を把握するためにアンケート調査を実施しました。アンケートの対象者３８８人のうち１５２人（回答率３９.２％）から回答がありました。アンケート結果の概要は以下の通りです。

項目①：耐震診断や耐震改修に関する不安や懸念ついて

耐震診断を実施しない理由として、「工事資金の確保が難しいため」が最も多く、次いで「診断費用がかかるため」という結果でした。

また、耐震改修への不安や懸念についても、「耐震改修の工事資金不足」が最も多く、所有者等の不安や懸念の解消のためには、耐震診断や耐震改修にかかる費用負担軽減の取り組みが必要であるといえます。

項目②：耐震改修の意向について

耐震診断の結果、耐震性が不足していると判定された場合の対応について、耐震改修や建て替え等を実施したいと回答した所有者は約８５％でした。このことは、耐震性が不足していることを把握すれば、耐震化につながる可能性があることを示しており、まずは、所有者に耐震診断の実施を促す取り組みが重要であるといえます。

３．耐震診断義務付け対象建築物

（１）榛東村の耐震化の現状

平成２５年から、不特定多数の者が利用する建築物や学校、保育所等の避難弱者が利用する建築物等のうち大規模な建築物に対して、耐震診断の実施と結果報告を行うことが義務付けられました（要緊急安全確認大規模建築物）。また、群馬県では、平成３０年から、災害対策本部が設置され防災拠点となる市町村役場庁舎について、令和２年から、群馬県地域防災計画に位置付けられている緊急輸送道路のうち特に重要な路線の避難路沿道建築物について、耐震診断を義務付けています（要安全確認計画記載建築物）。

令和６年度末時点で村内の耐震診断義務付け対象建築物の総棟数１棟のうち、耐震性ありと診断されたものが１棟となっており、耐震化率は１００.０%となっています。

図Ⅲ-５：耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率の状況（令和６年度末時点）

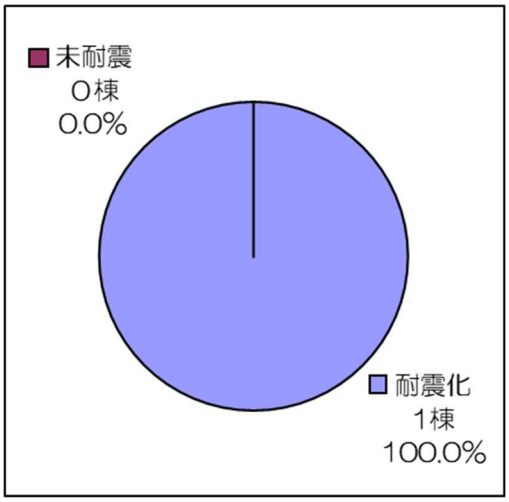

表Ⅲ-４：耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率（令和６年度末時点）

耐震診断義務付け対象建築物総棟数	(a)	1
昭和57年以降の建築物	(b)	0
昭和56年以前の建築物	(c)	1
診断の結果耐震性あり	(d)	0
改修済み（耐震性あり）	(e)	1
耐震性なし又は不明	(f)	0
耐震化棟数	(g=b+d+e)	1
耐震化率	(h=g/a)	100.0%

（２）群馬県の耐震化の現状

耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率は、徐々に増加していますが、第３期県計画の目標である９５%の達成は困難な状況です。

図Ⅲ-６：耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率の推移と第３期県計画の目標値

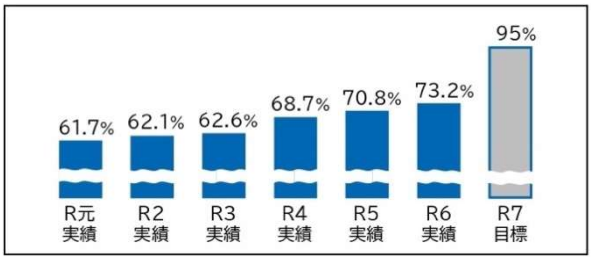

４．公共建築物（村有建築物）

（１）榛東村の耐震化の現状

村有建築物は全体で１７１棟あります。村有建築物の耐震化率は８３.６％（前回計画（平成２８年度）の８０.９％から２.７％上昇）となっていますが、１６.４％に相当する２８棟で耐震化が図られていない状況です。

図Ⅲ-７：村有建築物全体の耐震化率の状況（令和６年度末時点）

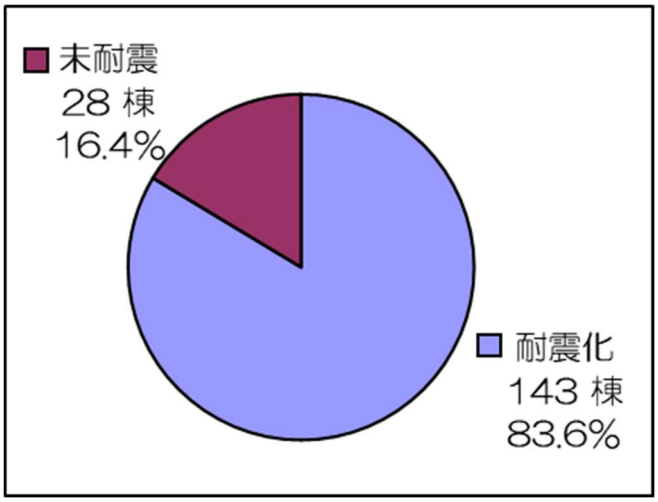

表Ⅲ-５：村有建築物全体の耐震化率（令和６年度末時点）

村有建築物総棟数	(a)	171
昭和57年以降の建築物	(b)	134
昭和56年以前の建築物	(c)	37
診断の結果耐震性あり	(d)	5
改修済み（耐震性あり）	(e)	4
耐震性なし又は不明	(f)	28
耐震化棟数	(g=b+d+e)	143
耐震化率	(h=g/a)	83.6%

５．ブロック塀等

（１）榛東村の耐震化の現状

地震発生に伴いブロック塀等が倒壊すると、その下敷きになり死傷者が発生することや避難や救援活動のため道路の通行に支障を来す恐れがあります。本村においては、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊などによる人命被害を減らすため、実態把握を進めるとともに、地域の実情に応じた取り組みを進めています。

（２）群馬県の耐震化の現状とこれまでの取り組み

ブロック塀等については、昭和５３年の宮城県沖地震や平成３０年の大阪府北部地震をはじめとする過去の地震において倒壊事故が発生しており、安全対策の必要性が指摘されてきました。

ブロック塀等は広域に渡り膨大な量が存在しており、その実態を正確に把握できていませんが、群馬県地震被害想定調査では、ブロック塀等の倒壊により死者を含む人的被害が想定されており、自然災害による死者をゼロとするためには、建築物だけでなく危険なブロック塀等の安全対策も重要となります。

群馬県及び市町村が管理するブロック塀等については、大阪府北部地震（平成３０年６月）を契機に早急に対策が進められ、令和元年からの５年間で延長３０ｋｍ以上のブロック塀等の安全対策が実施されました。しかし、危険なブロック塀等はまだ残されており、引き続き取り組みが必要です。

表Ⅲ-６：ブロック塀等の倒壊による被害想定

（単位：人）

被害の種類	想定地震ごとの被害人数		
	関東平野	太田	片品川
死者	１５	９	０
負傷者	５３２	３２１	１５

資料：群馬県地震被害想定調査(平成２４年６月)

Ⅳ．耐震化の課題と目標・施策

１．目標設定の考え方と施策の方向性

（１）群馬県における目標設定と施策の方向性

【目標設定の考え方】
①国の基本方針や群馬県における耐震化の現状を踏まえ目標を設定
②建築物の用途等により耐震化状況の異なる耐震診断義務付け対象建築物は、それぞれ目標を設定

表Ⅳ-１：群馬県耐震改修促進計画（２０２６－２０３０）における主要な目標

<table>
<tr><th colspan="3">建築物の用途等</th><th>指標</th><th>目標値
（令和１２年度末）</th><th>現状値
（令和６年度末）</th></tr>
<tr><td colspan="3">住宅</td><td>耐震化率</td><td>９５％</td><td>９０.４％</td></tr>
<tr><td colspan="3">耐震診断義務付け対象建築物</td><td rowspan="4">耐震化率</td><td>-</td><td>-</td></tr>
<tr><td colspan="2">要緊急安全確認
大規模建築物</td><td>９５％</td><td>８７.６％</td></tr>
<tr><td rowspan="2">要安全確認
計画記載建築物</td><td>沿道建築物
(県指定のもの)</td><td>耐震性が不十分なものを
半数解消する</td><td>３１.６％</td></tr>
<tr><td>防災拠点</td><td>耐震性が不十分なものを
解消する</td><td>５０.０％</td></tr>
</table>

【施策の方向性】
①各建築物の共通課題である所有者等の費用負担軽減に取り組むとともに、所有者等が自発的に耐震対策を進める環境整備に取り組む。
②ターゲットや優先順位を定め、効果的な取り組みを実施する。
③行政や民間事業者、自治会等の地域組織との役割分担と連携により施策を推進する。

（２）榛東村における耐震化目標値の設定と考え方

【住宅】

住宅については、村の現状の耐震化率が８０.７％と県の９０.４％を下回っており耐震化は遅れているものと思われます。群馬県の目標値は９５.０％となっており、榛東村においては耐震化率も上昇していることから目標値を引き続き９０.０％に設定します。（前回計画（平成２８年度）目標値９０.０％）

図Ⅳ-１：住宅の耐震化目標

区分	現状（令和６年度末）		目標（令和１３年度末）
住宅	８０.７％	→	９０.０％

【多数の者が利用する建築物】

民間建築物及び村有建築物をあわせた多数の者が利用する建築物の耐震化率は１００.０％となっており、すべての建築物が耐震化されました。

図Ⅳ-２：多数の者が利用する建築物の耐震化目標

区分	現状（令和６年度末）
多数の者が利用する建築物	１００.０％ （目標達成）

【耐震診断義務付け対象建築物】

耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率は１００.０％となっており、すべての建築物が耐震化されました。

図Ⅳ-３：耐震診断義務付け対象建築物の耐震化目標

区分	現状（令和６年度末）
耐震診断義務付け対象建築物	１００.０％ （目標達成）

【公共建築物（村有建築物）】

公共建築物については、多数の者が利用する建築物以外の建築物であっても、防災上重要な役割があります。よって、多数の者が利用する建築物以外の建築物を含めた村有建築物全体として目標値を引き続き９０.０％に設定します。（前回計画（平成２８年度）目標値９０.０％）

図Ⅳ-４：村有建築物全体の耐震化目標

区分	現状（令和６年度末）		目標（令和１３年度末）
村有建築物（全体）	８３.６％	→	９０.０％

２．榛東村の耐震化の目標

（１）住宅

今後の住宅戸数の推移を考慮したうえで、住宅の建替や除却による更新がこれまでのペースで進むと仮定した場合、令和１３年度末時点で耐震性があると判断される住宅は約5,１４８戸となり、自然更新による住宅の耐震化率は約８８.８％となる見込みです。

目標９０.０％の達成のためには、自然更新による耐震化に加えて、施策の実施により令和１３年度末までに約７０戸の耐震化を図る必要があります。

表Ⅳ-２：令和１３年度末の住宅の耐震化の目標

現状の耐震化率 （令和６年度末）	自然更新による 耐震化率の見込み （令和１３年度末）	目標耐震化率 （令和１３年度末）	目標の達成に向けて
８０.７％ （4,５８４戸）	８６.９％ （5,０１８戸）	９０.０％ （5,１９５戸）	１７７戸の耐震化及び 減災化が必要

図Ⅳ-5：住宅の耐震化の現状と令和１３年度末の見込みと目標

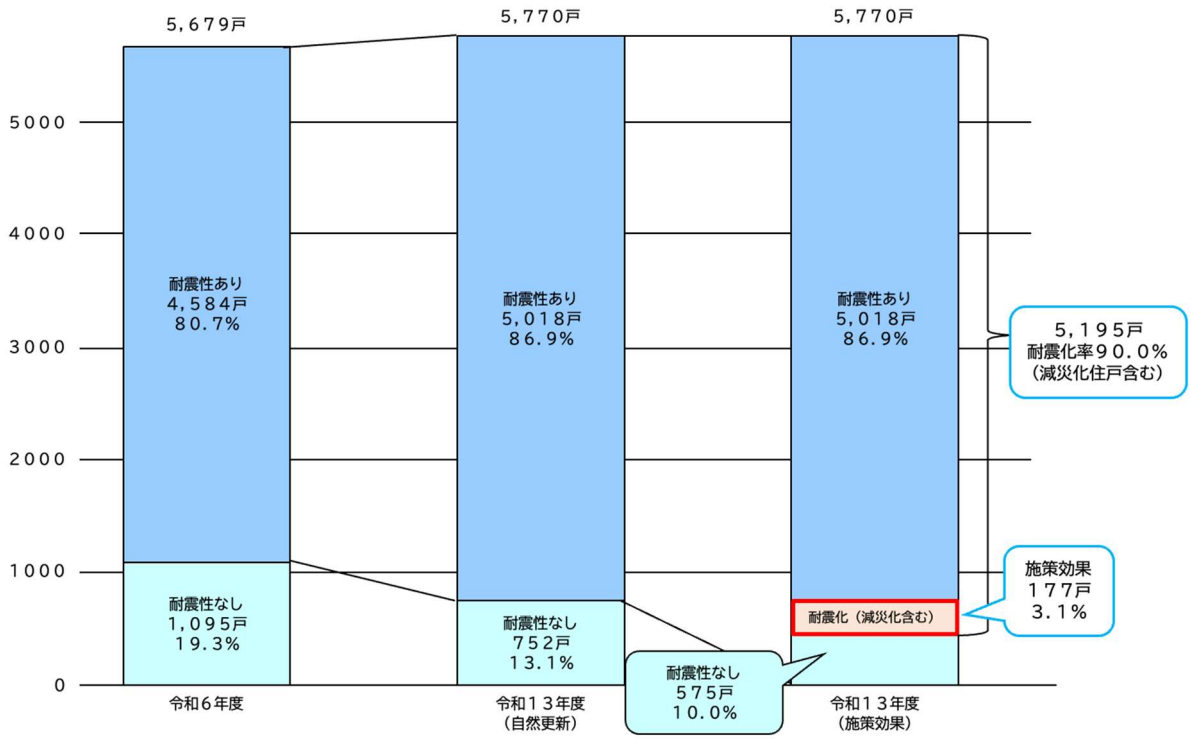

（２）多数の者が利用する建築物

多数の者が利用する建築物においては、民間建築物・村有建築物全ての建築物が耐震化されました。

（３）耐震診断義務付け対象建築物

耐震診断義務付け対象建築物については、対象となる全ての建築物が耐震化されました。

（４）公共建築物（村有建築物）

村有建築物については、村民の生命・財産を守る以外に、地震発生後の災害対策や避難・救助を図るための重要な役割があります。建築物の耐震改修促進法上の分類に応じて耐震化を進めていきます。

３．榛東村の耐震化の促進施策

（１）住宅

【耐震診断・改修に関する施策】

地震に対する建築物の安全性の確保・向上を図るとともに、耐震診断・改修を促進し、もって震災に強いまちづくりを推進することを目標とし、村内に存する木造住宅の所有者に対し、次の事業を実施します。

○　榛東村木造住宅耐震診断者派遣事業

耐震診断を希望する方に木造住宅耐震診断者を派遣します。診断者が設計書類などをもとに現地調査を行い、どの部分が地震に弱いかや、倒壊する可能性の有無などについて一般診断を行います。

■該当する建物

①昭和５６年５月３１日以前に着工された一戸建ての木造住宅又は住宅部分の床面積が２分の１以上の併用住宅

②平屋建て又は２階建てのもの

③在来軸組工法によって建築されたもの

■耐震診断の費用

●耐震診断費・・・村及び国が負担

○　榛東村木造住宅耐震改修補助事業

耐震診断に基づき木造住宅の耐震改修を行う方に対し、補助金の交付を行います。

■該当する建物

①昭和５６年５月３１日以前に着工された一戸建ての木造住宅又は住宅部分の床面積が２分の１以上の併用住宅

②平屋建て又は２階建てのもの

③在来軸組工法によって建築されたもの

④耐震診断の結果、最小の上部構造評点が１.０未満の木造住宅

■補助金の内容

補助率：耐震補強工事費の４分の１

補助上限額：５０万円

【耐震化に関する施策】

①耐震改修低コスト工法の普及、活用の促進

一般的な耐震改修工事より安価で容易にできる低コスト工法について、住宅所有者等への周知を図り、採用を促します。

②建て替えや除却による耐震化の促進

住宅の耐震化率は、旧耐震基準の住宅の更新（建て替えや除却）により大きく上昇するため、建て替えや除却に対する補助メニューの検討や、住宅メーカー・解体事業者等の民間事業者との連携により、建て替えや除却を促進します。

③住宅のリフォームに併せた耐震改修等の促進

住まいの省エネやバリアフリー化などのリフォーム工事や増改築と併せて耐震改修を実施することは、費用や手間を軽減できるという面で所有者にメリットがあります。リフォームを検討する所有者やリフォーム事業者等に対し、耐震対策の必要性や補助制度について周知し、住宅のリフォームに併せた耐震改修等の実施を促進します。

④空き家活用・住みかえ支援事業

移住・住みかえ支援機構（JTI）の「マイホーム借上げ制度」を活用し、空き家の活用や住みかえの支援について、県と連携し取り組みます。

【減災化に関する施策】

①部分改修工事の促進

費用や居住環境の変化に対する懸念、また、住宅の大部分を使用していない等の理由で住宅全体の耐震化に踏み切れない所有者等に対して、「部分的な耐震改修」や「段階的な耐震改修」の普及啓発と実施を促します。

②耐震シェルター設置の促進

耐震シェルター、耐震ベッドや耐震テーブルの設置は、住宅のなかで滞在時間の長い部屋を補強したり、耐震性のある家具を設置することで、建物倒壊時に必要最低限の安全空間を確保し、居住者の命を守る手法です。住宅全体の耐震改修や部分改修よりも比較的安価で容易に実施できるこれらの手法について、普及啓発と実施の促進を図ります。

図Ⅳ-６：耐震シェルター・耐震ベッドイメージ

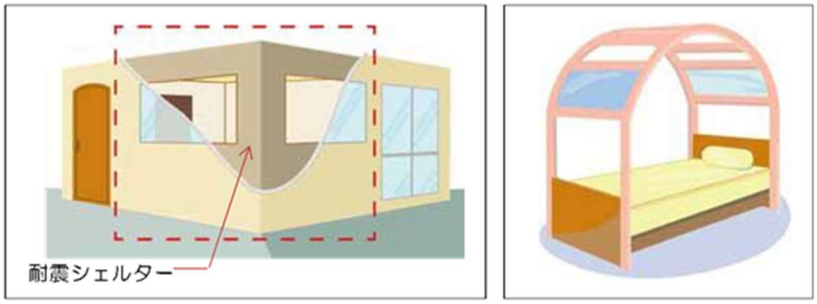

【所有者の費用及び負担軽減対策】

①耐震化・減災化に対する補助

住宅の耐震診断や耐震改修等に要する費用について、住宅所有者等の負担を軽減し耐震改修等の実施を後押しするため、県と協調して補助を行います。

また、所有者がより活用しやすい補助制度となるよう、必要に応じて制度の見直しを検討するとともに、補助制度の拡充や住宅のリフォーム補助との連携等について検討します。

あわせて、所有者等の補助制度の活用を促すために、インターネットや広報誌等を通じて制度の周知を行います。

②税の特例措置及び融資制度の情報提供

所有者等の耐震改修の費用負担を軽減し、耐震化を後押しするため、耐震改修に係る税の特例措置や融資制度について、周知を図ります。

③高齢者向け耐震化に関する融資制度の普及

国は、高齢者世帯の耐震化を促進するため、住宅金融支援機構の「リ・バース６０」※1を活用した高齢者向け耐震改修融資について、提携金融機関への利子補給を実施することで利用者に対し無利子又は低利子となる優遇制度の普及を進めています。

本村でも、高齢者世帯のニーズを把握したうえで、融資制度の普及について検討を行います。

※１リ・バース６０：住宅金融支援機構と提携する民間金融機関が提供する、高齢者を対象とした住宅ローン。毎月の支払いは利息のみとし、元金は利用者の死亡時に、担保物件の売却代金などにより一括返済する仕組み。

（２）公共建築物（村有建築物）

①村有建築物の耐震化の情報の提供

防災拠点となる主な公共建築物について、各施設の耐震診断を行い、耐震診断及び耐震改修の実施状況等の情報の公表に努めます。

②村有建築物の分類と耐震化の進め方

村有建築物については、村民の生命・財産を守る以外に、地震発生後の災害対策や避難・救助を図るための重要な役割があります。建築物の耐震改修促進法上の分類に応じて耐震化を進めていきます。

表Ⅳ-４：村有建築物の耐震化の優先度

耐震改修促進法上の分類	耐震化の進め方	優先度
Ⅰ　耐震診断義務付け対象建築物 ・要緊急安全確認大規模建築物 ・要安全確認計画記載建築物 （防災拠点）	・耐震診断義務付け対象建築物については、全て耐震化されています。	高い
Ⅱ　特定既存耐震不適格建築物 ・多数の者が利用する建築物 ・危険物等を取り扱う建築物 ・避難路沿道建築物	・特定既存耐震不適格建築物については、全て耐震化されています。	↑
Ⅲ　既存耐震不適格建築物 （小規模建築物※1を除く） ※1　次のいずれかに該当する建築物 ・木造で階数が２以下かつ延床面積 500 ㎡以下 ・木造以外で階数が１かつ延床面積 200 ㎡以下	・公共建築物の様々な特性を把握し、耐震性能を確保する優先度を評価し、耐震診断を行っていない場合は耐震診断を進め、計画的に耐震化を進めます。 （評価項目例：利用状況、利用者属性、災害時の位置付け、活用方針、立地、建築年等）	

（３）ブロック塀等の安全対策

①ブロック塀等の倒壊防止

地震発生に伴いブロック塀や石積み擁壁等が倒壊すると、その下敷きになり死傷者が発生し、避難や救援活動のため道路を通行するのに支障をきたします。

ブロック塀の倒壊の危険性を広報等により村民に周知するとともに、必要に応じた改善指導等行います。

②落下物の安全対策

大規模な地震では建築物の倒壊だけでなく、窓ガラス、外壁材、看板、天井等の損壊・落下による被害も起こります。平成１７年３月に発生した福岡県西方沖地震では、市街地にあるビルの窓ガラスが割れ、道路に落下する事態が発生しました。

また、平成１７年８月に発生した宮城県沖地震では、スポーツ施設の天井の落下によって多くの負傷者がでました。

これらの被害に対して、地震時の建築物からの落下を防ぎ、安全性を確保するため、建築物の適正な維持管理の啓発、指導を図ります。さらに落下物防止対策の実施状況を把握するとともに、危険な建築物については所有者に対して改善指導を行います。

③エレベーターの安全確保

これまで、地震時にエレベーターが緊急停止し、かご内に人が閉じ込められるなど多くの被害が発生しています。また、東日本大震災によるエレベーターの釣合おもりの脱落やレールの変形などの被害事例を受けて、エレベーターの技術基準等について、建築基準法施行令及び告示が改正されています。

そこで、本村においては、これらの不安や混乱を避けるため、地震時のエレベーターの運行方法や閉じ込められた場合の対処方法などについて、建物管理者や利用者に広く周知を図ります。

（４）相談体制の整備及び情報提供の充実

①情報提供・普及啓発

広報紙、回覧板、パンフレット、ホームページ、ＳＮＳなど、様々な手段で所有者等へ継続的な情報発信を進めていきます。

②相談窓口の設置

耐震化・減災化に関する情報提供や各種相談に応じるなど、所有者等が安心して耐震対策に取り組むことができる相談窓口について設置を検討するとともに、「ぐんま住まいの相談センター」を活用し、個別の相談に対応します。

また、県や事業者と連携した地域住民向けの相談会の実施を検討します。

③戸別訪問

所有者等に対する直接的な普及啓発として、県と連携して戸別訪問を行います。

④災害ハザードマップ等を活用した意識啓発

群馬県地震被害想定調査の結果や、地震を含む災害発生時の避難場所などをまとめた災害ハザードマップなどを活用し、村民が地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう取り組みます。

⑤家具の転倒防止

家具が転倒することにより負傷することや、避難や救助の妨げになることが考えられます。住宅内部での身近な地震対策として、家具の転倒防止について広報等により村民に周知するとともに、効果的な家具の固定方法の普及徹底を図ります。

Ⅴ．耐震化の促進に向けて

１．耐震化促進のための体制づくり

（１）住宅・建築物の所有者等の自助努力による耐震化の推進

住宅・建築物の耐震化、減災化の促進のためには、まず、所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。自らの生命や財産は、自らが守ることが大原則であり、自分の住宅・建築物が地域の安全性向上の支障とならないように配慮することが基本です。住宅・建築物の所有者等は、このことを十分に認識して自助努力の下、耐震化を進めることが重要です。

（２）住宅・建築物の所有者等が行う耐震化の支援

国・県・市町村は、こうした所有者等の取り組みを支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や情報発信、負担軽減のための制度の創設など必要な取り組みを総合的に進めていきます。

（３）建築士・施工者がプレイヤーとして活躍できる環境整備

国・県・市町村は、建築士・施工者が、住宅や建築物の耐震化のプレイヤーとして活躍できる環境整備を図ります。

（４）県の関係部局との連携

建築物等の耐震化促進に関する県及び市町村の役割分担や効率的な施策の実施について連携を図りながら、本計画の実効性の確保を図るため、群馬県建築物等耐震化推進連絡会議※1 を設置して、建築物等の耐震化を計画的に促進します。

また、県内所管行政庁※2により連絡会議を開催し、耐震改修促進法による指導等、建築基準法による勧告又は命令等に関する意見交換、実施方針の協議及び実施状況の共有等を行います。

（５）耐震診断及び耐震改修に係る窓口の設置

リフォームや増改築時に耐震改修を実施することは、別々に工事を行うよりも費用や工期の面でより効果的なものとなりうることから、村では県及び土木事務所に設置している建築相談窓口等において、住民からの耐震診断や耐震改修に関する情報提供の充実や各種相談等を受け付ける相談窓口の利用促進を検討します。

（６）自治会等地域活動との連携

住宅及び建築物の耐震化は、地域の防災活動の一環と考えられるため、自治会等の地域組織における防災訓練等の防災活動にあわせ、耐震相談会や講習会を実施するなど、地域との連携を図ります。

※１群馬県建築物等耐震化推進連絡会議：群馬県の関係課室により構成され、建築物等の耐震化推進に関する県、市町村及び建築物の所有者等の役割分担や、総合的かつ効果的な施策の推進について連携を図ります。
※２所管行政庁：建築基準法の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村の長、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう。

図Ⅴ-１：役割分担

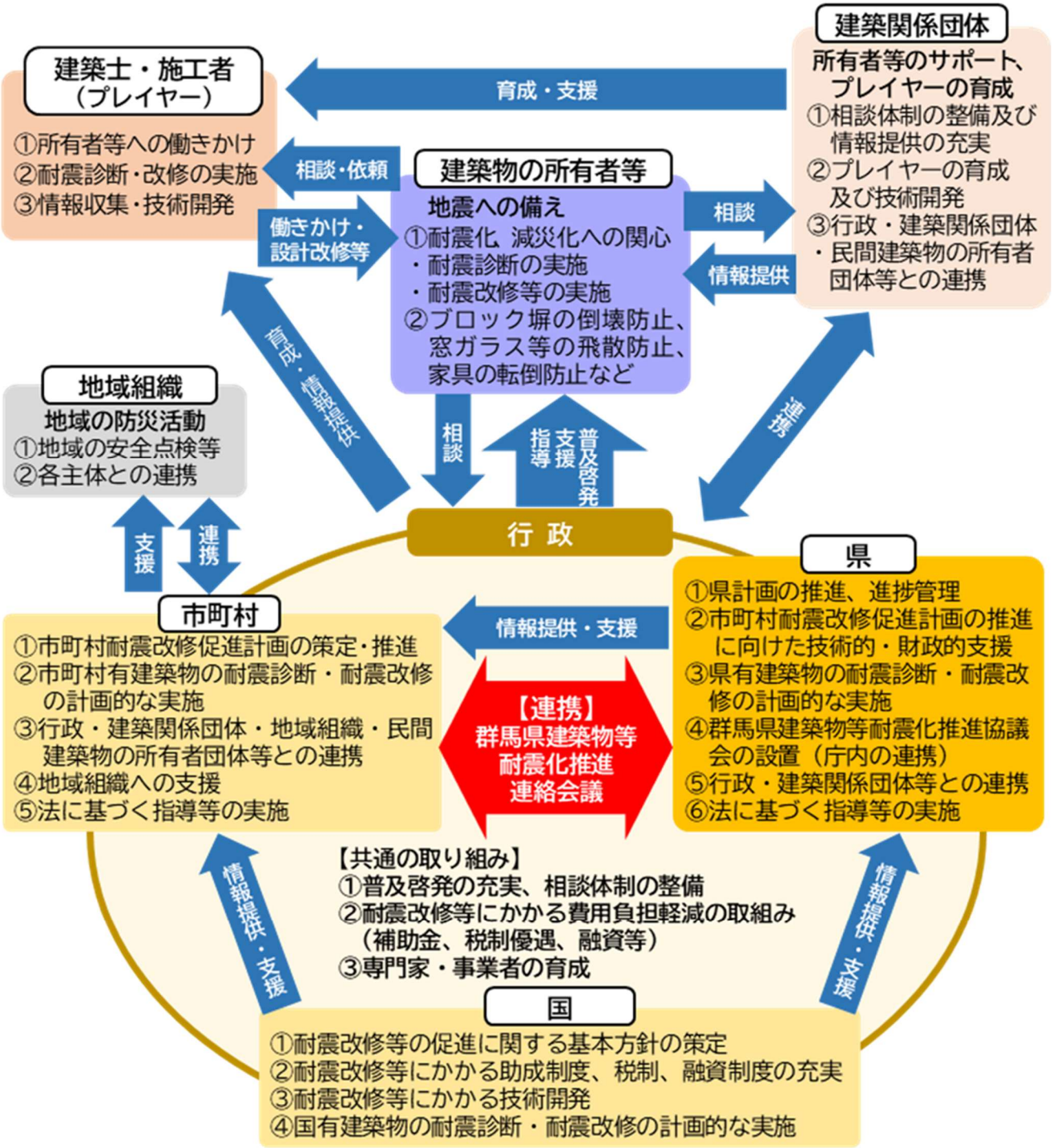
建築士・施工者
（プレイヤー）
①所有者等への働きかけ
②耐震診断・改修の実施
③情報収集・技術開発
育成・支援
建築関係団体
所有者等のサポート、
プレイヤーの育成
①相談体制の整備及び
情報提供の充実
②プレイヤーの育成
及び技術開発
③行政・建築関係団体
・民間建築物の所有者
団体等との連携
相談・依頼
建築物の所有者等
地震への備え
①耐震化、減災化への関心
・耐震診断の実施
・耐震改修等の実施
②ブロック塀の倒壊防止、
窓ガラス等の飛散防止、
家具の転倒防止など
働きかけ・
設計改修等
相談
情報提供
育成・啓発
連携
地域組織
地域の防災活動
①地域の安全点検等
②各主体との連携
相談
指導
支援
普及啓発
行 政
支援
連携
市町村
①市町村耐震改修促進計画の策定・推進
②市町村有建築物の耐震診断・耐震改修
の計画的な実施
③行政・建築関係団体・地域組織・民間
建築物の所有者団体等との連携
④地域組織への支援
⑤法に基づく指導等の実施
情報提供・支援
【連携】
群馬県建築物等
耐震化推進
連絡会議
県
①県計画の推進、進捗管理
②市町村耐震改修促進計画の推進
に向けた技術的・財政的支援
③県有建築物の耐震診断・耐震改
修の計画的な実施
④群馬県建築物等耐震化推進協議
会の設置（庁内の連携）
⑤行政・建築関係団体等との連携
⑥法に基づく指導等の実施
【共通の取り組み】
①普及啓発の充実、相談体制の整備
②耐震改修等にかかる費用負担軽減の取組み
（補助金、税制優遇、融資等）
③専門家・事業者の育成
情報提供・支援
情報提供・支援
国
①耐震改修等の促進に関する基本方針の策定
②耐震改修等にかかる助成制度、税制、融資制度の充実
③耐震改修等にかかる技術開発
④国有建築物の耐震診断・耐震改修の計画的な実施

２．耐震改修促進法に基づく指導等の実施

群馬県建築物等耐震化推進協議会と連携して、耐震改修促進法に基づく指導等を次の（１）から（３）までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該（１）から（３）までに定める措置を適切に実施し、住宅及び建築物の耐震化を促進します。

（１）耐震改修促進法に基づく指導等の実施

耐震診断義務付け対象建築物について、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が耐震診断の実施及び耐震診断の結果の報告義務の対象建築物となっている旨の十分な周知を行い、その確実な実施を図ります。また、期限までに耐震診断の結果を報告しない所有者に対しては、個別の通知等を行うことにより、耐震診断結果の報告をするように促し、それでもなお報告しない場合にあっては、耐震改修促進法第８条第１項の規定に基づき、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、耐震診断の結果の報告を行うべきことを命ずるとともに、その旨を公報、ホームページ等で公表します。

耐震改修促進法第９条の規定に基づく報告の内容の公表については、所管行政庁は、当該報告の内容をとりまとめた上で公表しなければなりませんが、当該公表後に耐震改修等により耐震性が確保された建築物については、公表内容にその旨を付記するなど、迅速に耐震改修等に取り組んだ建築物所有者が不利になることのないよう、営業上の競争環境等にも十分に配慮し、丁寧な運用を行います。

また、所管行政庁は、報告された耐震診断の結果を踏まえ、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者に対して、耐震改修促進法第１２条第１項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるとともに、指導に従わない者に対しては同条第２項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表します。

さらに、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については速やかに建築基準法第１０条第３項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第１項の規定に基づく勧告や同条第２項の規定に基づく命令を行います。

（２）指示対象建築物

耐震改修促進法第１５条第２項に規定する特定既存耐震不適格建築物（以下「指示対象建築物※」という。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が指示対象建築物である旨の周知を図るとともに、同条第１項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努め、指導に従わない者に対しては同条第２項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表します。

また、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該指示対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については速やかに建築基準法第１０条第３項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第１項の規定に基づく勧告や同条第２項の規定に基づく命令を行います。

（３）指導・助言対象建築

耐震改修促進法第１４条に規定する特定既存耐震不適格建築物（指示対象建築物を除く。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、耐震改修促進法第１５条第１項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めます。

また、耐震改修促進法第１６条第１項に規定する既存耐震不適格建築物についても、所管行政庁は、その所有者に対して、同条第２項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めます。

参考資料

参考１：特定既存耐震不適格建築物一覧表（耐震改修促進法第 14 条、第 15 条、附則第３条）

用　途			特定既存耐震不適格建築物の要件（法第 14 条）	指示※1対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件（法第 15 条）	耐震診断義務付け対象建築物※2の要件（法附則第 3 条・法第 7 条）
多数の者が利用する建築物（法第 14 条第１号）	学　校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数２以上かつ 1,000 ㎡以上（屋内運動場の面積を含む）	階数２以上かつ 1,500 ㎡以上（屋内運動場の面積を含む）	階数２以上かつ 3,000 ㎡以上（屋内運動場の面積を含む）
		上記以外の学校	階数３以上かつ 1,000 ㎡以上		
	体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数１以上かつ 1,000 ㎡以上	階数１以上かつ 2,000 ㎡以上	階数１以上かつ 5,000 ㎡以上
	ボウリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数３以上かつ 1,000 ㎡以上	階数３以上かつ 2,000 ㎡以上	階数３以上かつ 5,000 ㎡以上
	病院、診療所				
	劇場、観覧場、映画館、演芸場				
	集会場、公会堂				
	展示場				
	卸売市場				
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			階数３以上かつ 2,000 ㎡以上	階数３以上かつ 5,000 ㎡以上
	ホテル、旅館				
	賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿				
	事務所				
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数２以上かつ 1,000 ㎡以上	階数２以上かつ 2,000 ㎡以上	階数２以上かつ 5,000 ㎡以上
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
	幼稚園、保育所		階数２以上かつ 500 ㎡以上	階数２以上かつ 750 ㎡以上	階数２以上かつ 1,500 ㎡以上
	博物館、美術館、図書館		階数３以上かつ 1,000 ㎡以上	階数３以上かつ 2,000 ㎡以上	階数３以上かつ 5,000 ㎡以上
	遊技場				
	公衆浴場				
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
	工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）				
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			階数３以上かつ 2,000 ㎡以上	階数３以上かつ 5,000 ㎡以上
	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
被災することにより甚大な被害が発生することが想定される危険物等を取り扱う建築物（法第 14 条第２号）			政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理する全ての建築物	階数１以上かつ 500 ㎡以上	階数１以上かつ 5,000 ㎡以上かつ敷地境界線から一定距離以内に存する建築物
地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物（法第 14 条第３号）			耐震改修促進計画で指定する避難路沿道建築物であって、前面道路に対して一定の高さ以上の建築物（建物に附属するブロック塀等を含む）	左に同じ	耐震改修促進計画で指定する重要な避難路沿道建築物であって、前面道路に対して一定の高さ以上の建築物（建物に附属するブロック塀等を含む）
防災拠点である建築物					耐震改修促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対応対策に必要な施設等の建築物

要緊急安全確認大規模建築物（法附則第３条）

要安全確認計画記載建築物（法第７条）

※１耐震改修促進法第 15 条第２項に基づく指示　　※２義務付け対象は旧耐震基準建築物

参考２：耐震診断義務付け対象建築物

耐震診断義務付け対象建築物のうち、要安全確認計画記載建築物（沿道建築物）は、耐震改修促進法において、建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれのある道路を「地震発生時に通行を確保すべき道路」（以下「避難路」という。）として指定し、当該道路沿道の建築物の耐震改修に対する補助を充実して耐震化を促進することができます。

群馬県では、「群馬県地域防災計画」において、大規模な地震等の災害が発生した場合に救命活動や物資輸送を行うための道路を「群馬県緊急輸送道路」として位置付けています。

また、「群馬県緊急輸送道路」は、地震発生時に市町村の区域を越えて通行を確保すべき道路であり、地震の揺れによる建築物の倒壊によって、住民の避難や緊急車両の通行の妨げが起こらないよう、沿道建築物の耐震化を優先的に進める必要があります。

そこで、群馬県では「群馬県緊急輸送道路」を避難路に指定し、通行障害既存耐震不適格建築物（建物）の耐震化を促進していきます。

通行障害既存耐震不適格建築物	前面道路の幅員に対し一定の高さを有する建築物で、地震によって倒壊した場合に道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれのある建築物（以下「通行障害建築物」という。）のうち、既存耐震不適格建築物のもの。

通行障害建築物の対象となる要件

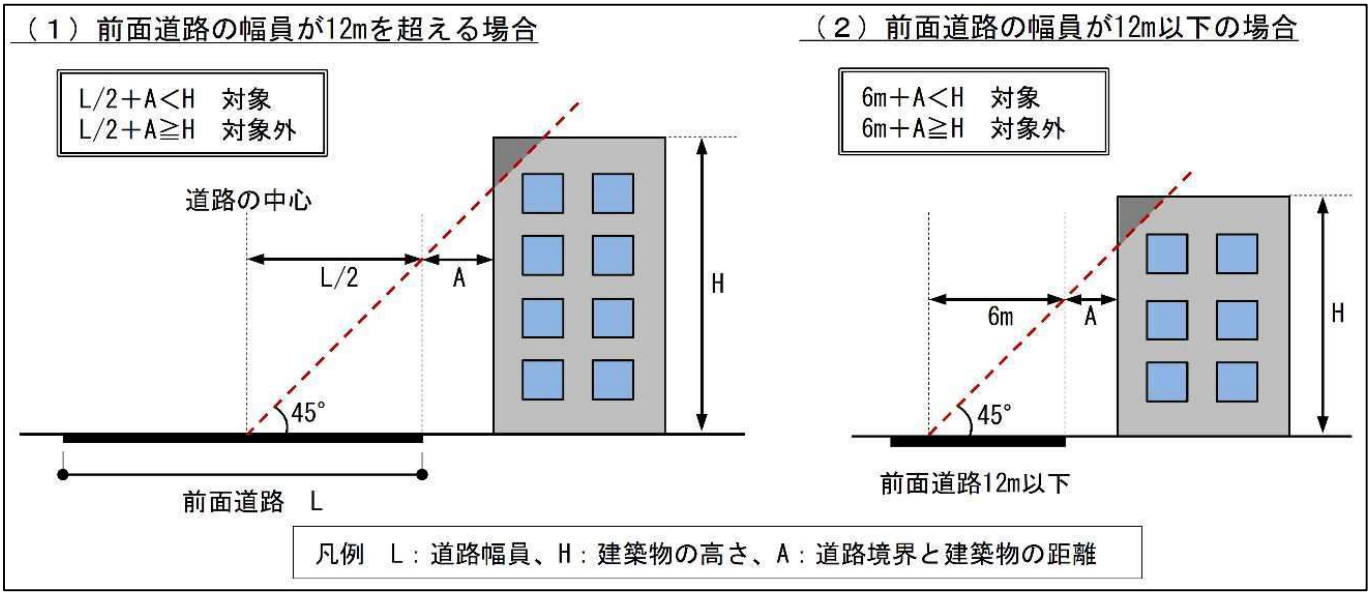

また、避難路には、①「耐震診断義務付け道路」、②「耐震診断等促進道路」があり、県計画では次のとおり指定しています。

①耐震診断義務付け道路	・耐震改修促進法第５条第３項第２号に基づき、沿道の通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断を義務付ける避難路。 ・県計画では、令和２年４月１日に、第一次群馬県緊急輸送道路※1のうち、特に重要な広域ネットワークを形成する道路（表Ⅰ-１）を指定。
②耐震診断等促進道路	・耐震改修促進法第５条第３項第３号に基づき、沿道の通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断等を促進する避難路。 ・県計画では、令和２年４月１日に、耐震診断義務付け道路を除く群馬県緊急輸送道路を指定。 ・本村においては、県道高崎安中渋川線、県道高崎渋川線、県道南新井前橋線、村道蛇ヶ見・井戸尻線、村道八幡・ふれあい広場線が対象。

耐震診断義務付け道路一覧

番号	路　線　名	区　間	延長（km）
1	東北自動車道	県内全域	8.3
2	北関東自動車道	県内全域	32.7
3	関越自動車道	県内全域	76.3
4	上信越自動車道	県内全域	59.5
5	国道１７号（上武道路含む）	県内全域	126.5
6	国道１８号	県内全域	42.1
7	国道５０号	県内全域	35.8
8	東毛広域幹線道路（国道３５４号）	高崎市栄町～邑楽郡板倉町大字下五箇	58.8

県指定の耐震診断義務付け道路及び耐震診断等促進道路

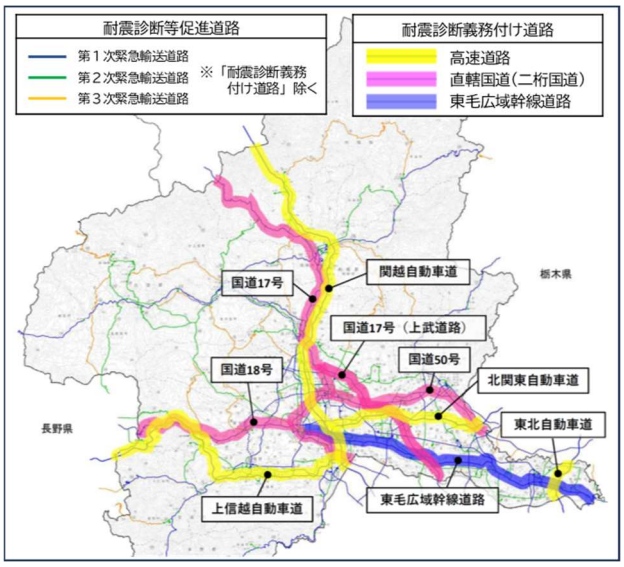

緊急輸送道路　路線図

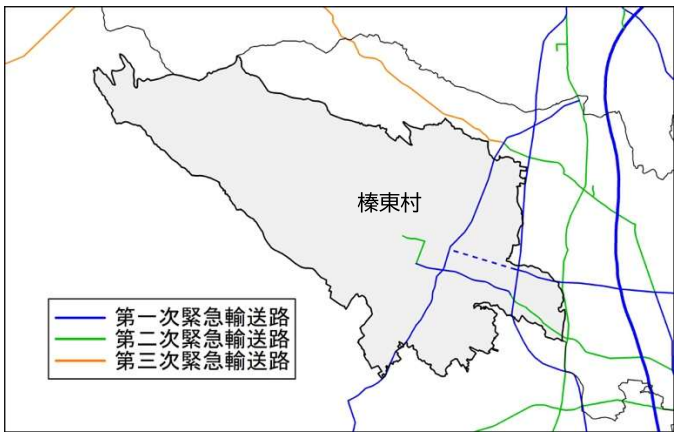

※１群馬県緊急輸送道路：大規模な地震等の災害が発生した場合に救命活動や物資輸送を行うための道路として群馬県地域防災計画において位置付けるもの。

参考３：耐震改修促進計画に関する法律

ｉ）建築物の耐震改修の促進に関する法律（抜粋）

（平成７年１０月２７日）
（法律第１２３号）
最終改正（平成３０年６月２７日）
（法律第６７号）

第１章　総　則

（目的）

第１条　この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

２　この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

３　この法律において「所管行政庁」とは、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、同法第９７条の２第１項若しくは第２項又は第９７条の３第１項若しくは第２項の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

（国、地方公共団体及び国民の努力義務）

第３条　国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

２　国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

３　国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

４　国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第２章　基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

（基本方針）

第４条　国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

２　基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

二　建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

三　建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

四　建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

五　次条第１項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

３　国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県耐震改修促進計画）

第５条　都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

２　都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

二　当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

三　建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

四　建築基準法第１０条第１項から第３項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安

全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
五　その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
３　都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第２号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
一　病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第３条第２項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。）であるもの（その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物（以下「耐震不明建築物」という。）に限る。）について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合　当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
二　建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路（以下「建築物集合地域通過道路等」という。）に限る。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（第１４条第３号において「通行障害建築物」という。）であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。）について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合　当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
三　建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築修の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合　当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
四　特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成５年法律第５２号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第３条第４号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第６条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第１９条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第３条第４号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合　特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項
五　前項第１号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合　機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項
４　都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第１号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者（所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者があるときは、その者及び所有者）の意見を聴かなければならない。
５　都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第３項第５号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。
６　都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。
７　第３項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

（市町村耐震改修促進計画）
第６条　市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村耐震改修促進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
２　市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
一　当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
二　当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
三　建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
四　建築基準法第１０条第１項から第３項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
五　その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

３　市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第２号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
一　建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等に限る。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
二　建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
４　市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
５　前２項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

第３章　建築物の所有者が講ずべき措置
（要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務）
第７条　次に掲げる建築物（以下「要安全確認計画記載建築物」という。）の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。
一　第５条第３項第１号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物　同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
二　その敷地が第５条第３項第２号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
三　その敷地が前条第３項第１号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限り、前号に掲げる建築物であるものを除く。）同項第１号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限
（要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等）
第８条　所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。
２　所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
３　所管行政庁は、第１項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなくて当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

（耐震診断の結果の公表）
第９条　所管行政庁は、第７条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第３項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

（通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担）
第１０条　都道府県は、第７条第２号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。
２　市町村は、第７条第３号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

（要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力）
第１１条　要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければな

らない。

（要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等）
第１２条　所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第４条第２項第３号の技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）を勘案して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。
２　所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。
３　所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等）
第１３条　所管行政庁は、第８条第１項並びに前条第２項及び第３項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項（第７条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。
２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力）
第１４条　次に掲げる建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。
一　学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
二　火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
三　その敷地が第５条第３項第２号若しくは第３号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第６条第３項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

（特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等）
第１５条　所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。
２　所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物（第１号から第３号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあっては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものに限る。）について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。
一　病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物
二　小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物
三　前条第２号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
四　前条第３号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
３　所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
４　所管行政庁は、前２項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐

震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

５　第１３条第１項ただし書、第２項及び第３項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

（一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等）

第１６条　要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

２　所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

ⅱ）建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（抜粋）

（平成７年１２月２２日）
（政令第４２９号）
最終改正（平成３０年１１月３０日）
（政令第３２３号）

（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）
第１条　建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第２条第３項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第９７条の２第１項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第６条第１項第４号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。
２　法第２条第３項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第９７条の３第１項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第２号に掲げる建築物にあっては、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１７の２第１項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。
一　延べ面積（建築基準法施行令（昭和２５年政令第３３８号）第２条第１項第４号に規定する延べ面積をいう。）が１万平方メートルを超える建築物
二　その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第５１条（同法第８７条第２項及び第３項において準用する場合を含む。）（市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

（通行障害建築物の要件）
第４条　法第５条第３項第２号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。
一　そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める距離（これによることが不適当である場合として国土交通省令で定める場合においては、当該前面道路の幅員が１２メートル以下のときは６メートルを超える範囲において、当該前面道路の幅員が１２メートルを超えるときは６メートル以上の範囲において、国土交通省令で定める距離）を加えた数値を超える建築物（次号に掲げるものを除く。）
イ　当該前面道路の幅員が１２メートル以下の場合　６メートル
ロ　当該前面道路の幅員が１２メートルを超える場合　当該前面道路の幅員の２分の１に相当する距離
二　その前面道路に面する部分の長さが２５メートル（これによることが不適当である場合として国土交通省令で定める場合においては、８メートル以上２５メートル未満の範囲において国土交通省令で定める長さ）を超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の２分の１に相当する距離（これによることが不適当である場合として国土交通省令で定める場合においては、２メートル以上の範囲において国土交通省令で定める距離）を加えた数値を２・５で除して得た数値を超える組積造の塀であって、建物（土地に定着する工作物のうち屋根及び柱又は壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）をいう。）に附属するもの

（多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の要件）
第６条　法第１４条第１号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。
一　ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
二　診療所
三　映画館又は演芸場
四　公会堂
五　卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
六　ホテル又は旅館
七　賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎又は下宿
八　老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
九　老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
十　博物館、美術館又は図書館
十一　遊技場
十二　公衆浴場

十三　飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
十四　理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
十五　工場
十六　車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
十七　自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
十八　保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

２　法第１４条第１号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。
一　幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所　階数２及び床面積の合計５００平方メートル
二　小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校（以下「小学校等」という。）、老人ホーム又は前項第８号若しくは第９号に掲げる建築物（保育所を除く。）　階数２及び床面積の合計１０００平方メートル
三　学校（幼稚園、小学校等及び幼保連携型認定こども園を除く。）、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第１号から第７号まで若しくは第１０号から第１８号までに掲げる建築物　階数３及び床面積の合計１０００平方メートル
四　体育館　階数１及び床面積の合計１０００平方メートル

３　前項各号のうち２以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第１４条第１号の政令で定める規模は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める階数及び床面積の合計とする。

（危険物の貯蔵場等の用途に供する特定既存耐震不適格建築物の要件）
第７条　法第１４条第２号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。
一　消防法（昭和２３年法律第１８６号）第２条第７項に規定する危険物（石油類を除く。）
二　危険物の規制に関する政令（昭和３４年政令第３０６号）別表第４備考第６号に規定する可燃性固体類又は同表備考第８号に規定する可燃性液体類
三　マッチ
四　可燃性のガス（次号及び第６号に掲げるものを除く。）
五　圧縮ガス
六　液化ガス
七　毒物及び劇物取締法（昭和２５年法律第３０３号）第２条第１項に規定する毒物又は同条第２項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）

２　法第１４条第２号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量（第６号及び第７号に掲げる危険物にあっては、温度が零度で圧力が１気圧の状態における数量とする。）とする。
一　火薬類　次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量
イ　火薬　１０トン
ロ　爆薬　５トン
ハ　工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管　５０万個
ニ　銃用雷管　５００万個
ホ　実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線　５万個
ヘ　導爆線又は導火線　５００キロメートル
ト　信号炎管若しくは信号火箭又は煙火　２トン
チ　その他の火薬又は爆薬を使用した火工品　当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量
二　消防法第２条第７項に規定する危険物　危険物の規制に関する政令別表第３の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の１０倍の数量
三　危険物の規制に関する政令別表第４備考第６号に規定する可燃性固体類　３０トン
四　危険物の規制に関する政令別表第４備考第８号に規定する可燃性液体類　２０立方メートル
五　マッチ　３００マッチトン
六　可燃性のガス（次号及び第８号に掲げるものを除く。）　２万立方メートル
七　圧縮ガス　２０万立方メートル
八　液化ガス　２０００トン九　毒物及び劇物取締法第２条第１項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。）２０トン

十　毒物及び劇物取締法第２条第２項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）２００トン
３　前項各号に掲げる危険物の２種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が１である場合の数量とする。

（所管行政庁による指示の対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件）
第８条　法第１５条第２項の政令で定める特定既存耐震不適格建築物は、次に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物とする。
一　体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
二　病院又は診療所
三　劇場、観覧場、映画館又は演芸場
四　集会場又は公会堂
五　展示場
六　百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
七　ホテル又は旅館
八　老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
九　博物館、美術館又は図書館
十　遊技場
十一　公衆浴場
十二　飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
十三　理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
十四　車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
十五　自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの
十六　保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
十七　幼稚園、小学校等又は幼保連携型認定こども園
十八　老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
十九　法第１４条第２号に掲げる建築物
２　法第１５条第２項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。
一　前項第１号から第１６号まで又は第１８号に掲げる建築物（保育所を除く。）　床面積の合計２０００平方メートル
二　幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所　床面積の合計７５０平方メートル
三　小学校等　床面積の合計１５００平方メートル
四　前項第１９号に掲げる建築物　床面積の合計５００平方メートル
３　前項第１号から第３号までのうち２以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第１５条第２項の政令で定める規模は、前項の規定にかかわらず、同項第１号から第３号までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同項第１号から第３号までに定める床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める床面積の合計とする。

（特定既存耐震不適格建築物に係る報告及び立入検査）
第９条　所管行政庁は、法第１５条第４項の規定により、前条第１項の特定既存耐震不適格建築物で同条第２項に規定する規模以上のもの及び法第１５五条第２項第４号に掲げる特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、これらの特定既存耐震不適格建築物につき、当該特定既存耐震不適格建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。
２　所管行政庁は、法第１５条第４項の規定により、その職員に、前条第１項の特定既存耐震不適格建築物で同条第２項に規定する規模以上のもの及び法第１５条第２項第４号に掲げる特定既存耐震不適格建築物、これらの特定既存耐震不適格建築物の敷地又はこれらの特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、当該特定既存耐震不適格建築物並びに当該特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（基準適合認定建築物に係る報告及び立入検査）

第１０条　所管行政庁は、法第２４条第１項の規定により、法第２２条第２項の認定を受けた者に対し、当該認定に係る基準適合認定建築物につき、当該基準適合認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該基準適合認定建築物の耐震診断の状況に関し報告させることができる。

２　所管行政庁は、法第２４条第１項の規定により、その職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地又は基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、当該基準適合認定建築物並びに当該基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（要耐震改修認定建築物に係る報告及び立入検査）

第１１条　所管行政庁は、法第２７条第４項の規定により、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、当該要耐震改修認定建築物につき、当該要耐震改修認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要耐震改修認定建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

２　所管行政庁は、法第２７条第４項の規定により、その職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地又は要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、当該要耐震改修認定建築物並びに当該要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（独立行政法人都市再生機構の業務の特例の対象となる建築物）

第１２条　法第２９条の政令で定める建築物は、独立行政法人都市再生機構法（平成１５年法律第１００号）第１１条第３項第２号の住宅（共同住宅又は長屋に限る。）又は同項第４号の施設である建築物とする。

ⅲ）建築基準法（抜粋）

（昭和２５年５月２４日）
（法律第２０１号）
最終改正（令和２年６月１０日）
（法律第４３号）

（保安上危険な建築物等の所有者等に対する指導及び助言）
第九条の四　特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により次章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が生じ、そのまま放置すれば保安上危険となり、又は衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、修繕、防腐措置その他当該建築物又はその敷地の維持保全に関し必要な指導及び助言をすることができる。

（著しく保安上危険な建築物等の所有者等に対する勧告及び命令）
第十条　特定行政庁は、第六条第一項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により次章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。
２　特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
３　前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により次章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。